

平成 29 年度

政治資金監査実務に関する

フォローアップ研修資料

(実務向上研修)

政治資金適正化委員会

平成 29 年度 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修 (実務向上研修)のポイント

1 政治資金監査のポイント

政治資金を巡る最近の動きを含めて政治資金監査の意義等を改めて解説するとともに、政治資金監査の質の向上の取組（登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言）で明らかになった誤り事例等について、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストとの対応関係を示すことにより、同様の誤りの防止を図る。

【「誤り事例」の例】

(1) 政治資金監査報告書に関するもの

保存対象書類の確認部分において、保存されていないはずの書類が明記されていた、或いは保存されているべき書類が明記されていなかった。

(2) 収支報告書（支出に関する部分に限る。以下同じ。）に関するもの

○収書報告書上で金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があった。

○収支報告書の金額と領収書等の写しの金額が整合的でなかった。

※ 収支報告書については、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に上記のような誤りがあった場合には、補正の有無に関係なく、個別の指導・助言の対象となるので、十分注意していただきたい。

2 演習問題

実際に政治資金監査を行う際に役立つよう、政治資金監査の実施及び政治資金監査報告書の作成に当たって、特に誤りやすい点など留意すべき事項等を演習問題を使って解説する。

3 参考資料

○ 政治資金監査の質の向上について（登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言）
収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱等が散見されることから、政治資金監査の質の向上を図るため、都道府県選挙管理委員会及び総務省からの報告に基づき、登録政治資金監査人に対し、直接政治資金適正化委員会から個別に指導・助言を行っている。

なお、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人には、個別の指導・助言の対象とした事例及びそれ以外で報告を受けた事例を文書(平成 28 年 12 月 22 日付け政適委第 402 号、平成 29 年 2 月 16 日付け政適委第 48 号)でお知らせしているので、これを参考としていただき、適確な政治資金監査に努めていただきたい。

○ 総務省の会計帳簿・収支報告書作成ソフトの紹介

同ソフトは、収支報告書の能率的な作成や計算誤りの防止に有効。登録政治資金監査人からも、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、同ソフトの活用について、必要に応じアドバイスしていただきたい。

(目 次)

1	政治資金監査のポイント	1
(1)	政治資金監査の意義等	2
(2)	政治資金監査の概要	4
(3)	政治資金監査の具体的な方法等	6
(4)	政治資金監査の実施のポイント	8
(5)	政治資金監査報告書の作成のポイント	46
(6)	政治資金監査において実際に見られた誤り事例 (登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言 の取組で明らかになったもの)	60
2	演習問題	63
(1)	選択問題	64
(2)	記述問題	67
(3)	事例演習	68
3	参考資料	92
(1)	政治資金監査の質の向上について(登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言)	93
(2)	平成27年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要	95
(3)	平成27年分政治資金収支報告の概要	97
(4)	政治資金監査マニュアルの改定状況	98
(5)	政治資金監査に関するQ&Aの主な追加・改定	99
(6)	政治資金監査チェックリスト、 政治資金監査報告書チェックリスト	101
(7)	会計帳簿・収支報告書作成ソフト	112
(8)	政治資金適正化委員会ホームページ	114
(9)	政治資金監査報告書記載例一覧表	115

1 政治資金監査のポイント

1 政治資金監査のポイント

(1) 政治資金監査の意義等

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。また、政治資金の収支の状況を明らかにし、これに対する判断は国民に委ね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

政治資金監査制度は、平成18年末から19年にかけて事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月の政治資金規正法の改正により導入されたものである。具体的には、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ外部性を有する登録政治資金監査人が、政治資金規正法や政治資金監査マニュアルに基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、会計帳簿や領収書等の書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する政治資金監査を受けることが義務づけられた。

外部性を有する登録政治資金監査人が政治資金監査を行うことにより、国会議員関係政治団体のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られ、政治資金の使途について、国民が一層判断しやすくなったと考えられる。そういった意味で、政治資金監査は、非常に重要な意義を持つものである。

なお、政治資金監査において、政治資金の使途の妥当性を評価しないこととしているのは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたためである（参考1～2を参照）。

参考1

政治資金規正法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

【政治資金監査に関する研修テキスト P 2 6】

政治資金監査の範囲

現行の政治資金監査は、外部性を有する第三者が、会計帳簿及び収支報告書に計上されたすべての支出と領収書等を突合し、これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、収入はその対象としていない。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、各政党間における協議の結果、現行制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

(2) 政治資金監査の概要

政治資金監査の基本的性格

- 外部性を有する第三者による監査
- 職業的専門家による監査
- 会計事務に対する外形的・定型的な監査
- 当事者間の相互信頼に基づく監査

政治資金監査の留意事項及び調査方法

一般的な留意事項

- ・政治資金監査制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
- ・公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有さないこと。
- ・予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を実施すること。
- ・正当な理由なく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ・使用人等に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行うこと。

調査方法

会計帳簿等から一定数を抽出するのではなく、**全数を調査**しなければならない。

抽出調査の場合、支出内容の不
明確な支出が残る。

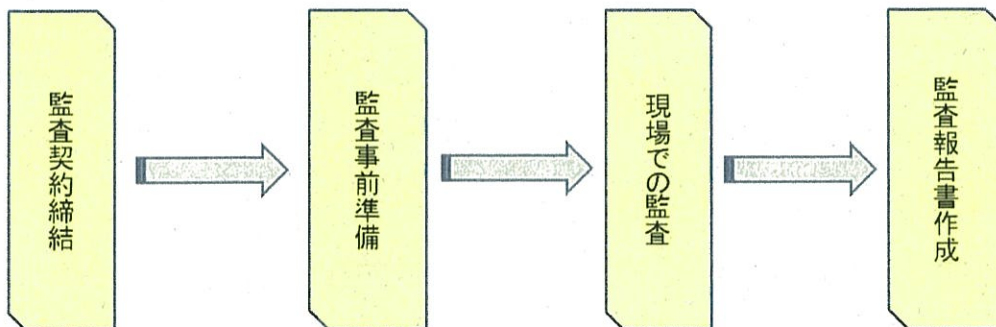
政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の**主たる事務所**で行わなければならない。

会計帳簿等を移動させることによる紛失等の事故防止、活動実態を踏まえた経常経費の確認。

収支報告書及び会計帳簿等の関係書類については、その**現物を確認**しなければならない。

領収書等の改ざん・複写による経費の多重計上等を防止。

政治資金監査の主な流れ



- 契約の締結
- 業務制限の有無の確認

登録政治資金監査人

- 監査日程の協議・決定
- 監査実施体制の確認

国会議員関係政治団体

- 会計帳簿、領収書等の集約
(収支報告書、会計帳簿等の関係書類を複数の事務所で管理している場合)
- 領収書等の整理(項目別・日付順)

- 政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施
- 政治資金監査マニュアルに従って実施した監査の結果を報告
- 政治資金監査報告書チェックリストによる確認

- 政治資金監査チェックリストによる確認

「密接な身分関係」とは

密接な身分関係とは、政治資金規正法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、以下の「業務制限」に該当する場合をいう。

業務制限の対象となる者

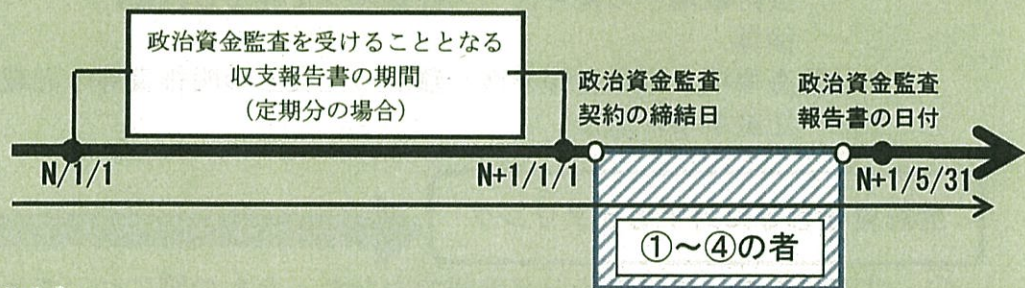
- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故がありもしくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者
- ⑤ 政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に上記①であった者

業務制限の対象範囲（イメージ）

【①から④の場合】

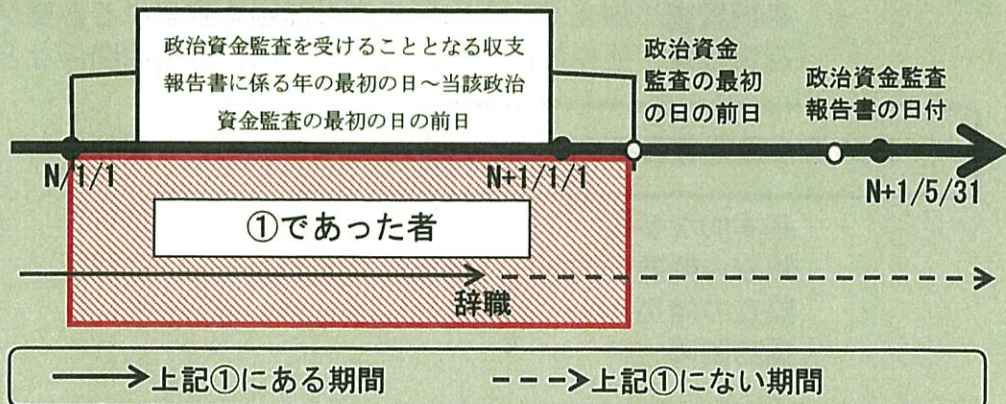
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、以下の①から④のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者



【⑤の場合】

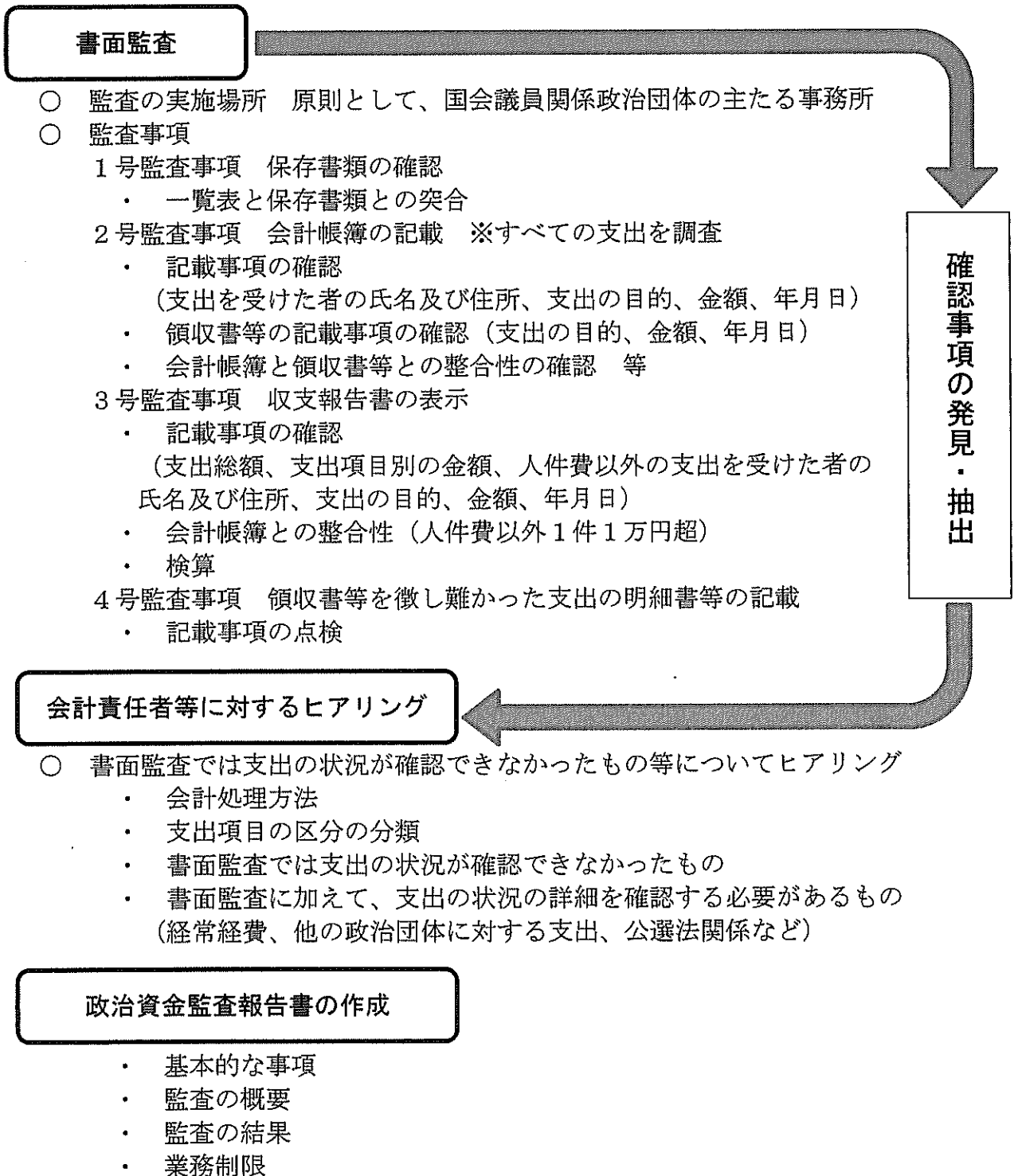
下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）に上記①であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。



(3) 政治資金監査の具体的な方法等

政治資金監査は、政治資金規正法（以下「法」という。）に基づき政治資金適正化委員会が定める政治資金監査マニュアルに基づいて行われる。

具体的な監査の方法等は、以下のとおり。



【政治資金監査チェックリスト】

	チェックリストの 番号
○ 1号監査事項 保存書類の確認	1～ 6
○ 2号監査事項 会計帳簿の記載	7～20
○ 3号監査事項 収支報告書の表示	21～23
○ 4号監査事項 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載	24～29
○ 会計責任者等に対するヒアリング	30～38

【政治資金監査報告書チェックリスト】

	チェックリストの 番号
○ 基本的な事項	1～ 6
○ 監査の概要	7～11
○ 監査の結果（政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できた場合・（記載例（1））	12～14
○ 業務制限	15

(4) 政治資金監査の実施のポイント

① 1号監査事項 保存書類の確認

(法第19条の13第2項第1号)

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合する。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられる。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

【政治資金監査チェックリスト】

1 【会計帳簿の保存】

会計帳簿の現物が保存されているか。

法第9条第1項において、会計責任者は、会計帳簿を備え、これに政治団体に係るすべての支出に関して支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載する義務が課せられている。

会計帳簿は「収入簿」、「支出簿」、「運用簿」からなり、様式は、政治資金規正法施行規則（以下「規則」という。）別記第13号様式に規定されている。

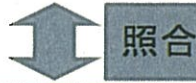
2 【明細書の保存】

明細書の現物が保存されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に（会計責任者の請求があるときは直ちに）、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

会計帳簿等の現物

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書



「保存対象書類一覧表」に記載されることが想定される事項

- ・作成した日付
- ・国会議員関係政治団体の名称、会計責任者の氏名
- ・保存対象書類の名称及び冊数

※様式に定めはない。
※実際に作成又は使用した書類を記載する。
※政治資金監査報告書及び収支報告書には添付されない。

(保存対象書類の一覧表の例)

保存対象書類一覧表

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 2冊 (①1月～6月分 ②7月～12月分)
※補助簿・日計表を含む。
- ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書 1通

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

会計責任者 〇〇 〇〇

※上記保存対象書類一覧表は研修用に事務局が作成したものです。

参考

【政治資金監査に関するQ&A (V-2 明細書、V-3 明細書を提出する場合)】

Q 政治資金規正法上の明細書とは、どのようなものか。

A (略) 例えば、第三者が政治団体の代表者又は会計責任者と相談し、あるいはこの要請に応じて、自らの支弁をもって当該政治団体のために支出した場合などに明細書を提出することとなり、この場合、会計帳簿の支出簿には明細書に基づく記載がなされ、収入簿には支出簿に記載された金額相当分を第三者からの寄附として記載することとなります。

Q 政治資金規正法第10条第1項に基づき「明細書」を会計責任者に提出しなければならない場合とは、具体的にはどのような場合か。

A 具体的には、例えば、政治団体乙が政治団体甲から甲のパンフレットの配布を依頼され、その費用(切手代等)を負担した場合に、乙は「政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者」に該当し、当該費用についての明細書を甲の会計責任者に提出しなければならないが、甲は乙から提出された明細書に基づき、当該費用について会計帳簿や収支報告書に記載し、また、乙は明細書に記載した金額を甲への寄附として記載することとなります。

3 【領収書等の保存】

領収書等の現物が保存されているか。

国会議員関係政治団体に係る支出の手続として、法第11条第1項において、政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならないこととされている。

ただし、これを徴し難い事情があるとき※は、この限りでない。

※ 領収書等を徴し難い事情があるときの取扱いについては、政治資金監査チェックリスト4、24、25、35参照。

領収書等の様式は発行者によってまちまちであるが、①当該支出の目的、②支出金額、③支出年月日の3事項は法定記載事項とされている。

会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りる。

4 【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】

領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。

法第19条の11第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成しなければならないこととされている。

領収書等を徴し難かった支出の明細書の法定記載事項は、法第12条第2項により①領収書等を徴し難い事情、②支出の目的、③支出金額、④支出年月日とされており、様式は規則別記第15号様式に規定されている。

なお、「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署することとなっている。

また、「支出の項目」欄には、規則別記第14号様式の収支報告書記載要領16の例により分類して記載することとなっている。

「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 香典・祝儀
- ・ 物品の無償提供などの金銭以外の支出
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
- ・ 振込みの方法による支出
- ・ 口座振替の利用

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書		支出年月日
		平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇 様	支出金額	
	金 〇〇, 〇〇〇円	
	支出の目的 但し〇〇代として	
		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 (株)△△△△

※上記領収書は研修用に事務局が作成したものです。

(領収書等を徴し難かった支出の明細書 (第15号様式) の例)

領収書等を徴し難かった支出の明細書				
支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し 難かった事情
項目	摘要			
事務所費	電話使用料	15,000	平成〇年〇月〇日	口座振替のため

政治団体の名称 〇〇〇〇〇
会計責任者の氏名 ×××× (印)

※上記領収書等を徴し難かった支出の明細書は研修用に事務局が作成したものです。

5 【振込明細書の保存】

振込明細書の現物が保存されているか。

6 【振込明細書に係る支出目的書の保存】

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。

政治資金監査チェックリスト4の項目で説明したとおり、経費の支出が振込みによる場合は「領収書等を徴し難い事情」に該当するが、振込明細書がある場合は、規則別記第16号様式の振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。

なお、「支出の項目」欄には、規則別記第14号様式の収支報告書記載要領16の例により分類して記載することとなっている。また、「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように、具体的に記載することとされている。

一般に振込明細書には支出目的が記載されていないため、支出の目的は、別様で作成した振込明細書に係る支出目的書により確認することとなる。

なお、振込明細書に支出の目的が記載されている場合又は会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合は、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である（規則第9条第2項、第3項）。

参考

政治資金規正法施行規則（抄）

（領収書等の写しの提出方法等）

第9条（略）

2 法第十二条第二項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第十六号様式の文書

二 振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。） 当該振込明細書の写し

3 法第十二条第二項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

4 法第十二条第二項の規定により提出する領収書等又は振込明細書の写し（第二項第二号に定める振込明細書の写しを含む。）は、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものとする。

5 法第十二条第二項の規定により提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、第七条第二項に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

(銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス			
ご利用明細			
取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
*****	*****	*****	〇.〇.〇
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****	*****	*****	
		取引金額	
		¥100,000	
手数料	残高		
¥108	¥XXXXXX		
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 XXXX様			
〇〇〇〇様から			
AA銀行			

※上記振込明細書は研修用に事務局が作成したものです。

(振込明細書に係る支出目的書 (第16号様式) の例)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
組織活動費	会場借上費
政治団体の名称 〇〇〇〇	

※上記振込明細書に係る支出目的書は研修用に事務局が作成したものです。

② 2号監査事項 会計帳簿の記載

(法第19条の13第2項第2号)

会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

【政治資金監査チェックリスト】

7 【領収書等の記載事項】

領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。

法第11条第1項において、領収書等には、①当該支出の目的、②支出金額、③支出年月日が法定記載事項とされている。

(見受けられる誤り事例) (以下、★斜体は同じ。)

★ 領収書等に支出の年月日の記載誤りがあった。

8 【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。

法第12条第2項及び法第19条の10において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものについて収支報告書に併せて領収書等を提出しなければならないこととされている。この1件当たりの金額が1万円を超えるものに係る領収書等(以下「高額領収書等」という。)については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているか確認することとされている。

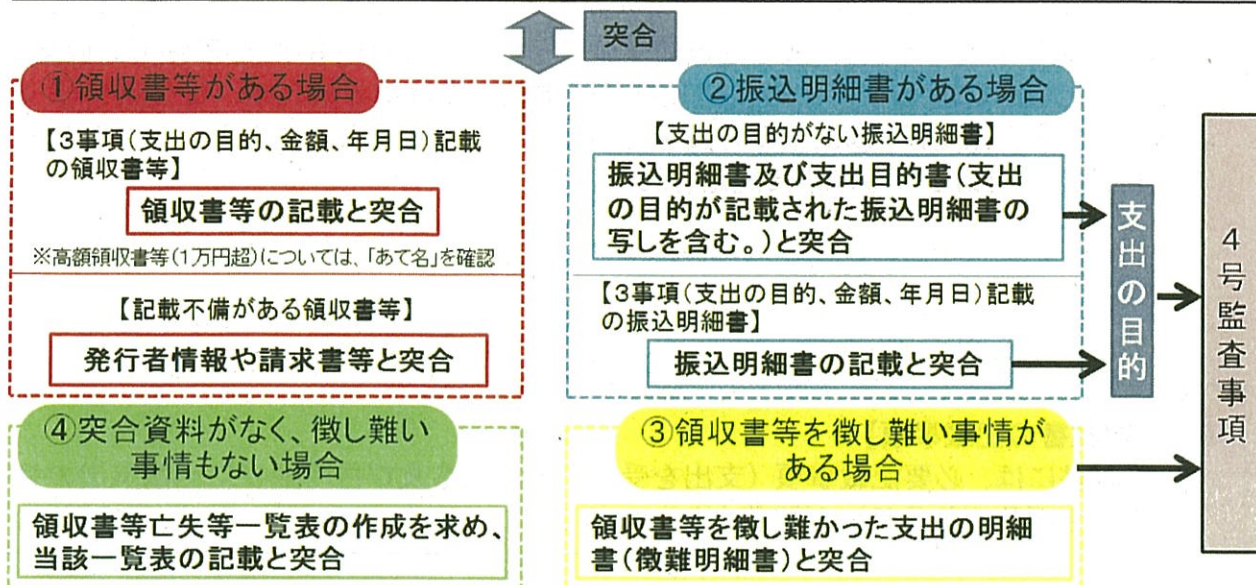
あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言する。

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求める。

人件費以外の経費の確認

会計帳簿

全ての支出について、必要記載事項(支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所)が記載されていることを確認



(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書

支出年月日

平成〇年〇月〇日

あて名

〇〇〇〇様

支出金額

金 〇〇, 〇〇〇円

支出の目的

但し〇〇代として

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇

(株)△△△△

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- 国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されている高額領収書等がある場合は、[政治資金監査チェックリスト 34](#)へ

34 【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。

9 **【会計帳簿の記載事項】**

会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第9条第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに政治団体に係るすべての支出並びに①支出を受けた者の氏名、②住所、③支出の目的、④支出金額、⑤支出年月日を記載しなければならないこととされており、様式は規則別記第13号様式に規定されている。

10 **【明細書の記載事項】**

明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に（会計責任者から請求があるときは直ちに）、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

なお、明細書の様式は、特に規定されていない。

11 **【会計帳簿と明細書との突合】**

明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。

(会計帳簿(第13号様式)の例)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
	⋮				
(4) 事務所費	⋮				
	切手代	1,500	平成○年○月○日	○○郵便局	東京都…
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(明細書の例)

○○○○ 様

明細書

支出を受けた者の		支出の金額	支出年月日	支出の目的
氏名	住所			
○○郵便局	東京都…	1,500	平成○年○月○日	切手代

×××× (政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて支出をした者)

※上記明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

12 【会計帳簿と領収書等との突合】

必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。

- ★ 領収書等の支出の年月日の記載誤り
- ★ 領収書等のない支出の記載があった
- ★ 政治資金監査の対象年以外の領収書等に係る記載があった

参考

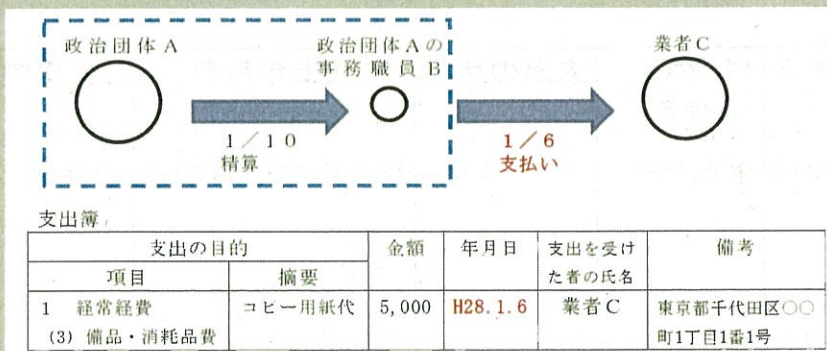
【政治資金監査に関するQ & A】

V-45 資金前渡し及び立替払いによる物品購入

Q 政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合や、事務職員が立替払いで物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。

A お尋ねの場合は、資金前渡し及び物品購入相当分の精算のいずれも、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。

したがって、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は、物品購入時点を記載することとなります。

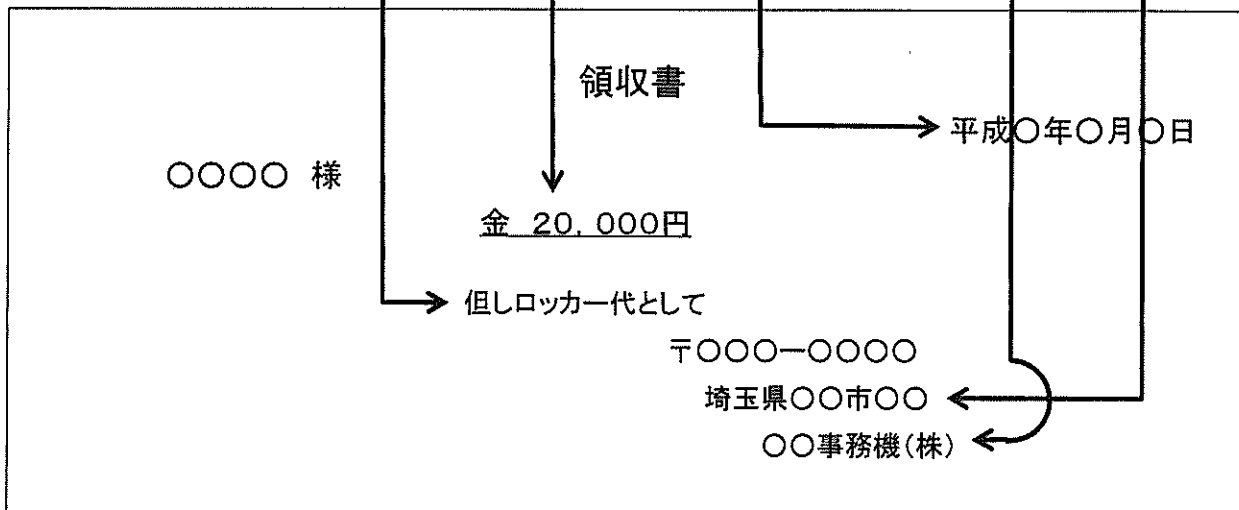


(会計帳簿 (第13号様式) の例)

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
	⋮				
(3) 備品・消耗品費	⋮				
	⋮				
	ロッカー代	20,000	平成〇年〇月〇日	〇〇事務機(株)	埼玉県〇〇市〇〇
	⋮				
	⋮				

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)



※上記会計帳簿及び領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

13 【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】

必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。

支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認する。

また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認する。

例1は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書では確認できない場合（支出の目的が記載されていない）で、発行者情報（〇〇書店）によって当該会計帳簿の記載（支出の目的：書籍代）により整合的であることが確認ができた例。

例2は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書では確認できない場合で、当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書（支出の目的：ロッカー代）によって当該会計帳簿の記載により整合的であることが確認できた例。

参考

【政治資金監査に関する研修テキスト P57】

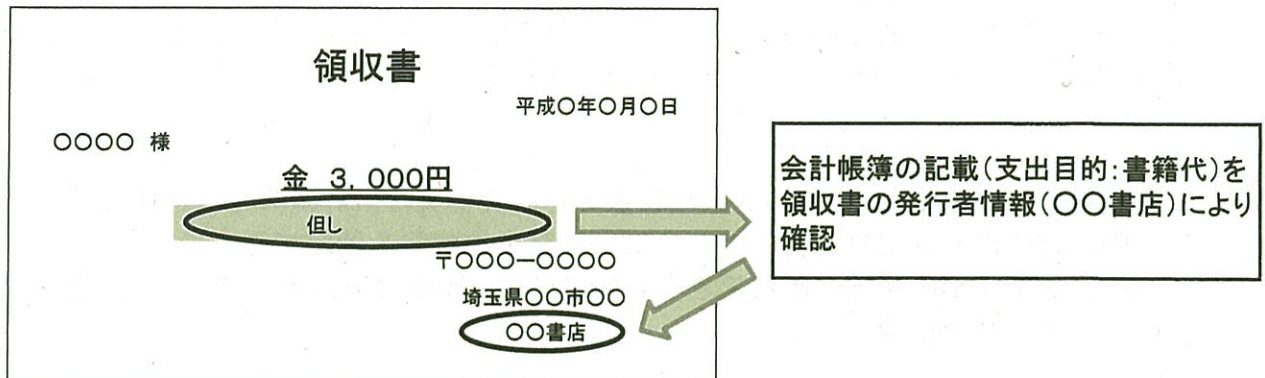
当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類

領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面をいう。これらの書面は、支出を証していないことから、法の規定上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と併せて、支出の状況について確認することができる。

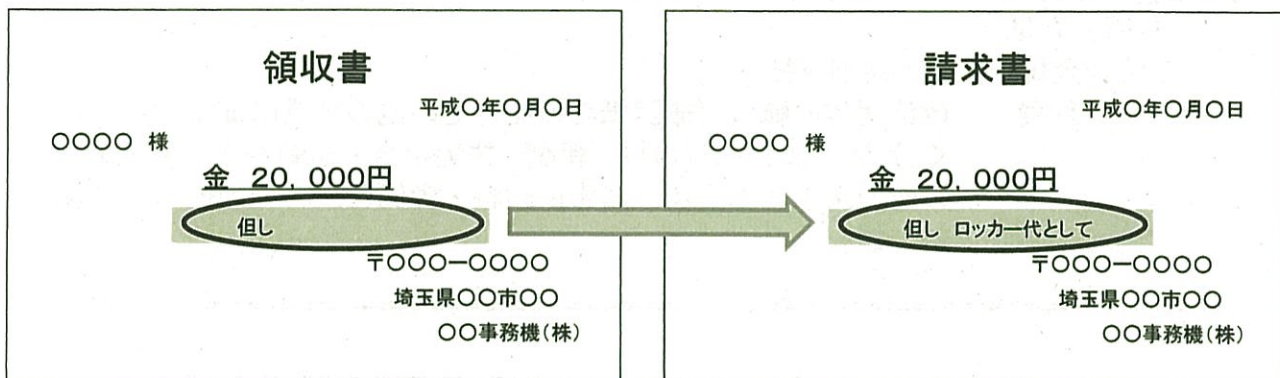
なお、必要記載事項の記載不備がある領収書等と当該領収書に係る請求書等を併せて確認し、会計帳簿の記載事項と整合的であると判断される場合とは、支出の目的、金額及び年月日の3事項のうち領収書等に記載されていない事項について、当該領収書等に係る請求書等から確認できる場合を指し、例としては以下のような場合が考えられる。

- ・ 領収書等の但書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「〇〇代」との記載がある場合
- ・ 領収書等には支出の年月日のうち年が記載されていないが、当該支出に係る納品書に支出の年が記載されている場合

(例1 発行者情報から推認できる領収書)



(例2 領収書の記載不備事項を確認できる請求書)



※上記領収書及び請求書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- 会計帳簿の記載事項と領収書等に係る請求書等の記載事項が整合的でない場合は、政治資金監査チェックリスト 15へ

15 【領収書等亡失等一覧表の記載事項】

人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

- ・領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出
- ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、政治資金監査チェックリスト 13 による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの

14 【人件費】

領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものがあるか。

人件費についても、会計帳簿と領収書等との突合又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認するものであるが、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等の書面により、支出の状況を確認する。

参考

【政治資金監査に関する研修テキスト P58】

「人件費」とは

政治資金規正法施行規則（抄）

- ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

参考

労働基準法（抄）

第108条 使用者は、各事業場ごとに貸金台帳を調製し、貸金計算の基礎となる事項及び貸金の額その他厚生労働省令で定める事項を貸金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働基準法施行規則（抄）

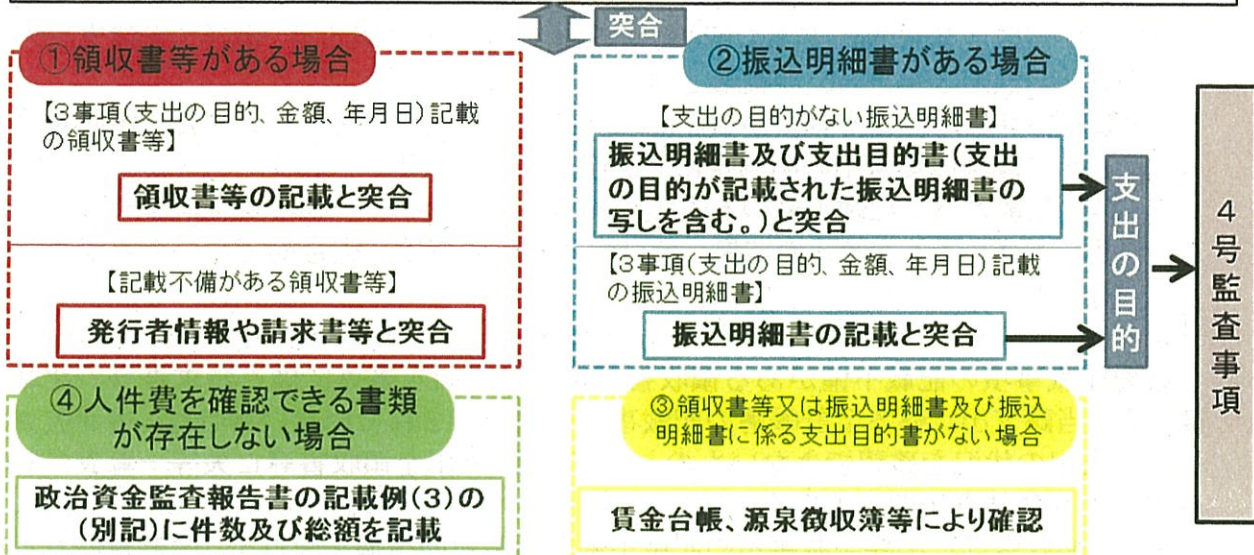
第54条 使用者は、法第108条の規定によって、次に掲げる事項を労働者各人別に貸金台帳に記入しなければならない。

- 一 氏名
- 二 性別
- 三 貸金計算期間
- 四 労働日数
- 五 労働時間数
- 六～八（略）

人件費の確認

会計帳簿

全ての支出について、必要記載事項(支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所)が記載されていることを確認



○ 人件費を確認できる書類が存在しない場合は、政治資金監査チェックリスト 33へ

33 【人件費】

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

参考

【政治資金監査に関する研修テキスト P59】

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象等とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

15 【領収書等亡失等一覧表の記載事項】

人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

- ・領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出
- ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、政治資金監査チェックリスト 13 による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの

必要記載事項の記載不備がある領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

16 【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】

領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

(政治資金監査報告書記載例 別添様式)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
1 経常経費	⋮			
(3) 備品・消耗品費	書籍代	12,000	平成〇年1月16日	××書店・東京都〇〇区…

※上記領収書等亡失等一覧表の記載内容は
研修用に事務局が作成したものです。

支出を受けた者の氏名及び住所は、
1件1万円を超える支出について記載する

- (注) 1 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 2 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 3 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

○ 領収書等亡失等一覧表が作成されている場合は、政治資金監査チェックリスト 32へ

突合

32 【領収書等の徴収漏れ又は亡失】
領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

(会計帳簿（第13号様式）の例)

2 支出簿		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
(3) 備品・消耗品費	書籍代	12,000	平成〇年1月16日	××書店	東京都〇〇区…

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

17 **【会計帳簿を備えていること】**

会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、法第9条1項により会計帳簿の備付け及び記載の義務を負っている。

18 **【事務所】**

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認する。

19 **【他の政治団体に対する支出】**

他の政治団体に対する支出はあるか。

他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求める。

20 **【寄附等】**

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求める。

- 事務所が国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合は、政治資金監査チェックリスト 36 へ

36 【経常経費のあん分】

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。

- 他の政治団体に対する支出がある場合は、政治資金監査チェックリスト 37 へ

37 【他の政治団体に対する支出】

他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。

- 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出がある場合は、政治資金監査チェックリスト 38 へ

38 【公職選挙法に抵触する支出】

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。

③ 3号監査事項 収支報告書の表示

(法第19条の13第2項第3号)

法第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

【政治資金監査チェックリスト】

21 【収支報告書の記載事項】

収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認する。

収支報告書（規則別記第14号様式）には、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出を記載する必要がある。記載内容等は、以下のとおり。

○ 総額

…様式（その2）「収支の状況」の「1 支出の総括表」の「支出総額」欄

○ 支出項目別の金額

…様式（その13）「3 支出項目別金額の内訳」の「(1)支出の総括表」

○ 人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）

…様式（その14）(2)経常経費（人件費を除く。）の内訳

…様式（その15）(3)政治活動費の内訳

(…様式（その16）(4)本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳)について、

- ・ 支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）
- ・ 支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）
- ・ 支出の目的
- ・ 支出金額
- ・ 支出年月日

★ 収支報告書上の氏名、住所、年月日、支出の目的の記載に誤りがあった。

収支報告書(支出に係る分に限る)の必要記載事項

- 支出総額・・・規則別記第14号様式(その2)
- 支出項目別の金額・・・同(その13)
- 人件費以外の経費の支出(1件1万円超)・・・同(その14)～(その16)

支出を受けた者の氏名
支出を受けた者の住所
支出の目的
支出金額
支出年月日

突合(人件費以外、1件1万円超)

会計帳簿

〔会計帳簿は、領収書等、明細書、徴難明細書等、振込明細書との突合により支出の状況の確認を行ったもの〕

22 【収支報告書と会計帳簿との突合】

領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）が漏れなく転記されているか。

会計帳簿には人件費を含めすべての支出に係る明細が記載されているが、収支報告書に明細を記載すべき事項は、人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものに限られている。

したがって、1件当たりの金額が1万円以下のものについては記載例のように「その他の支出」としてまとめて記載される。

収支報告書（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
文房具類	53,000	平成28年1月1日	△△文具	千葉県○○区…	
ロッカー	65,000	平成28年2月1日	××事務器	東京都○○区…	
この頁の小計	118,000				
その他の支出	1,980				
合計	119,980				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ 5万円以上の支出についてのみ収支報告書の明細を記載していた。

- ★ 収支報告書と領収書等の記載が整合的でなかった。
 - ・ 収支報告書の支出の目的、金額、年月日の記載誤り
 - ・ 領収書等の支出の年月日の記載誤り
 - ・ 領収書等のない支出の記載があった
 - ・ 政治資金監査の対象年以外の領収書等に係る記載があった
- ★ 支出に重複計上があったため、後に重複分を削除した。
- ★ 収支報告書に計上されていない支出に係る徴難明細書が添付されており、後に当該支出を追加した

注 上記誤り事例の原因としては、以下のものが考えられる。

- ① 収支報告書に記載すべき事項について、会計帳簿からの転記誤りや転記漏れがあった。
- ② 会計帳簿と領収書等の記載が整合的でなかった。

会計帳簿

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
⋮	⋮				
(3) 備品・消耗品費					
	文房具類	53,000	平成28年1月1日	△△文具	千葉市〇〇区…
	ロッカー	65,000	平成28年2月1日	××事務器	東京都〇〇区…
	書籍	1,200	平成28年3月1日	〇〇書店	千葉市〇〇区…
	書籍	780	平成28年4月1日	〇〇書店	千葉市〇〇区…
	合計	119,980			

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

23 【収支報告書の検算】

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認する。

ア 様式（その14）から様式（その16）について、項目ごとの合計を検算により確認

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4. 事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話代	22,500	平成28年1月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	29,309	平成28年2月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
切手代	10,400	平成28年3月4日	〇〇郵便(株)	△△区□□1-2-3-5	
電話代	28,302	平成28年3月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	24,564	平成28年4月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	31,085	平成28年5月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	22,939	平成28年6月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	27,301	平成28年7月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	24,038	平成28年8月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
この頁の小計	① 220,438				
その他の支出					
合計					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4. 事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話代	30,282	平成28年9月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	25,504	平成28年10月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
郵便代	13,500	平成28年10月30日	〇〇郵便(株)	△△区□□1-2-3-5	
切手代	10,400	平成28年11月4日	〇〇郵便(株)	△△区□□1-2-3-5	
電話代	30,076	平成28年11月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
電話代	35,134	平成28年12月25日	〇〇電話(株)	〇〇市〇〇3-3-2	
この頁の小計	② 144,896				
その他の支出	③ 28,300				
合計	393,634				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ 計算誤りがあった。

★ 「合計」の記載方法が誤っていた（複数頁となる場合において、各頁の合計欄に当該頁の合計額を記載していた）。

イ 様式（その14）から様式（その16）の項目ごとの合計が様式（その13）に転記されているか確認するとともに様式（その13）中の小計、合計を検算により確認

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,000,000		
(2) 光 熱 水 費	120,000		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	119,980		
(4) 事 務 所 費	393,634		
小 計	2,633,614		
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2,000,000		
(2) 選 挙 関 係 費	1,200,000		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 其 他 の 事 業 費	4,700,000	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,000,000		
イ 宣 伝 事 業 費	500,000		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	3,000,000		
エ 其 他 の 事 業 費	200,000		
(4) 調 査 研 究 費	100,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	200,000	200,000	
(6) 其 他 の 経 費	1,000,000		
小 計	9,200,000		
合 計	11,833,614		

内訳表(その14)と突合

検算

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ 計算誤り又は表間の不突合があった。

参考

収支報告書（規則第14号様式（その14、15））における「その他の支出」欄と「合計」欄の記載について

同じ支出項目（例えば、事務所費）が複数ページにわたる場合は、「その他の支出」欄と「合計」欄は、最後のページのみに記載する（最初と途中のページには何も記載しない。）。

ウ 様式 (その 13) の合計が様式 (その 2) の「支出総額」欄に転記されているか確認

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
(1) 支出の総括表			
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,000,000		
(2) 光 熱 水 費	120,000		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	119,980		
(4) 事 務 所 費	393,634		
小 計	2,633,614	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2,000,000		
(2) 選 挙 関 係 費	1,200,000		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 其 他 の 事 業 費	4,700,000	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,000,000		
イ 宣 伝 事 業 費	500,000		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	3,000,000		
エ そ の 他 の 事 業 費	200,000		
(4) 調 査 研 究 費	100,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	200,000	200,000	
(6) そ の 他 の 経 費	1,000,000		
小 計	9,200,000	200,000	
合 計	11,833,614		

※上記収支報告書の記載内容は研修用に
事務局が作成したものです。

突合

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	13,000,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	13,000,000
支 出 総 額	11,833,614
翌年への繰越額	1,166,386

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		
(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	13,000,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	13,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	13,000,000	

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ 表間の不突合があった。

④ 4号監査事項 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載

(法第19条の13第2項第4号)

領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

【政治資金監査チェックリスト】

24 【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】

領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

★ 領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載誤り（支出の目的、金額）や記載漏れ（年月日）があった。

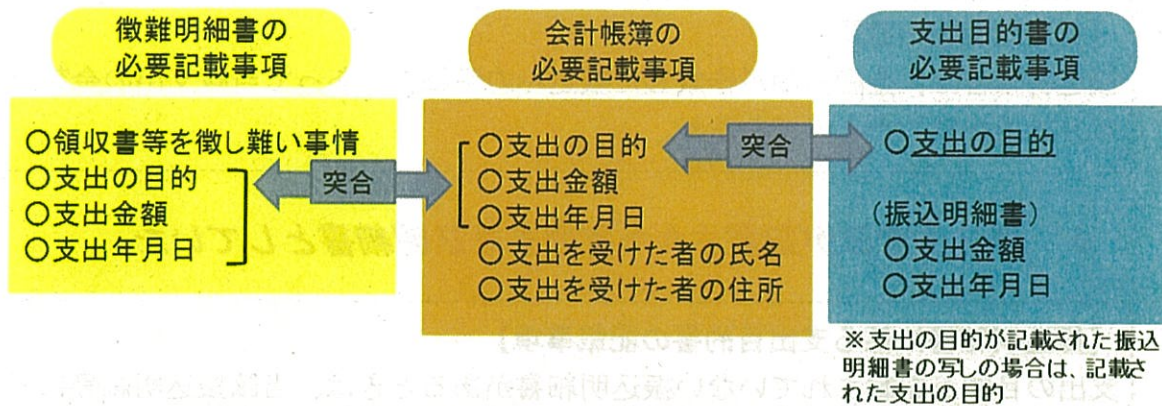
25 【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】

会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

★ 領収書等があるものが記載されていた。

★ 徴し難い事情がないものを記載し、徴し難い事情があるものを記載していなかった。

★ 突合を行った書面として、当初は支出の目的の記載のない払込金受領証（コンビニエンスストアで支払ったもの）の写しが添付されていたが、後に徴し難い明細書に当該支出を追加した。



※領収書等を徴し難かった支出の明細書等・・・領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書

※一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれない。

(会計帳簿 (第13号様式) の例)

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
(2) 光熱水費	⋮				
	水道料	25,000	平成28年1月6日	〇〇市水道局	〇〇市…
	⋮				

突合

(領収書等を徴し難かった支出の明細書 (第15号様式) の例)

領収書等を徴し難かった支出の明細書				
支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
光熱水費	水道料	25,000	平成28年1月6日	口座引き落としのため

政治団体の名称 ○○○○

会計責任者の氏名 △△ △△ 印

※上記会計帳簿及び領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

26 【振込明細書の確認】

振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。

★ 振込予定日が記載された書面を振込明細書としていた。

27 【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。

金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しないため、会計責任者が振込明細書に係る支出目的書を作成するか、振込明細書の余白に支出の目的を追記することが必要（支出の目的が記載されている振込明細書を除く。）。

なお、振込明細書は、振込手数料の領収書等に該当する。

28 【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】

会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。

★ 振込明細書に係る支出目的書の記載誤り（支出の目的）があった。

(銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
			28.10.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
		¥102,600	
手数料	残高		
¥108			
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 カ)XXカメラ様			
○○○○様から			
AA銀行			

(振込明細書に係る支出目的書の記載事項)
(第16号様式)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン購入代
政治団体の名称 ○○○○	

※上記振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(会計帳簿 (第13号様式) の例)

2 支出簿		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
支出の目的					
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
(3) 備品・消耗品費	⋮				
	パソコン購入代	102,600	平成28年10月16日	株式会社XXカメラ	東京都○○区…
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(注) 振込手数料は、振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。

29 【領収書等を徴し難い事情】

「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。

「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 香典・祝儀
- ・ 物品の無償提供などの金銭以外の支出
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
- ・ 振込みの方法による支出
- ・ 口座振替の利用

なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれないことに留意する。この場合は、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求めることとなる。

★ 領収書等の徴収漏れや紛失を徴し難い事情としていた。

- 「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものがある場合は、政治資金監査チェックリスト35へ

35

【領収書等を徴し難い事情】

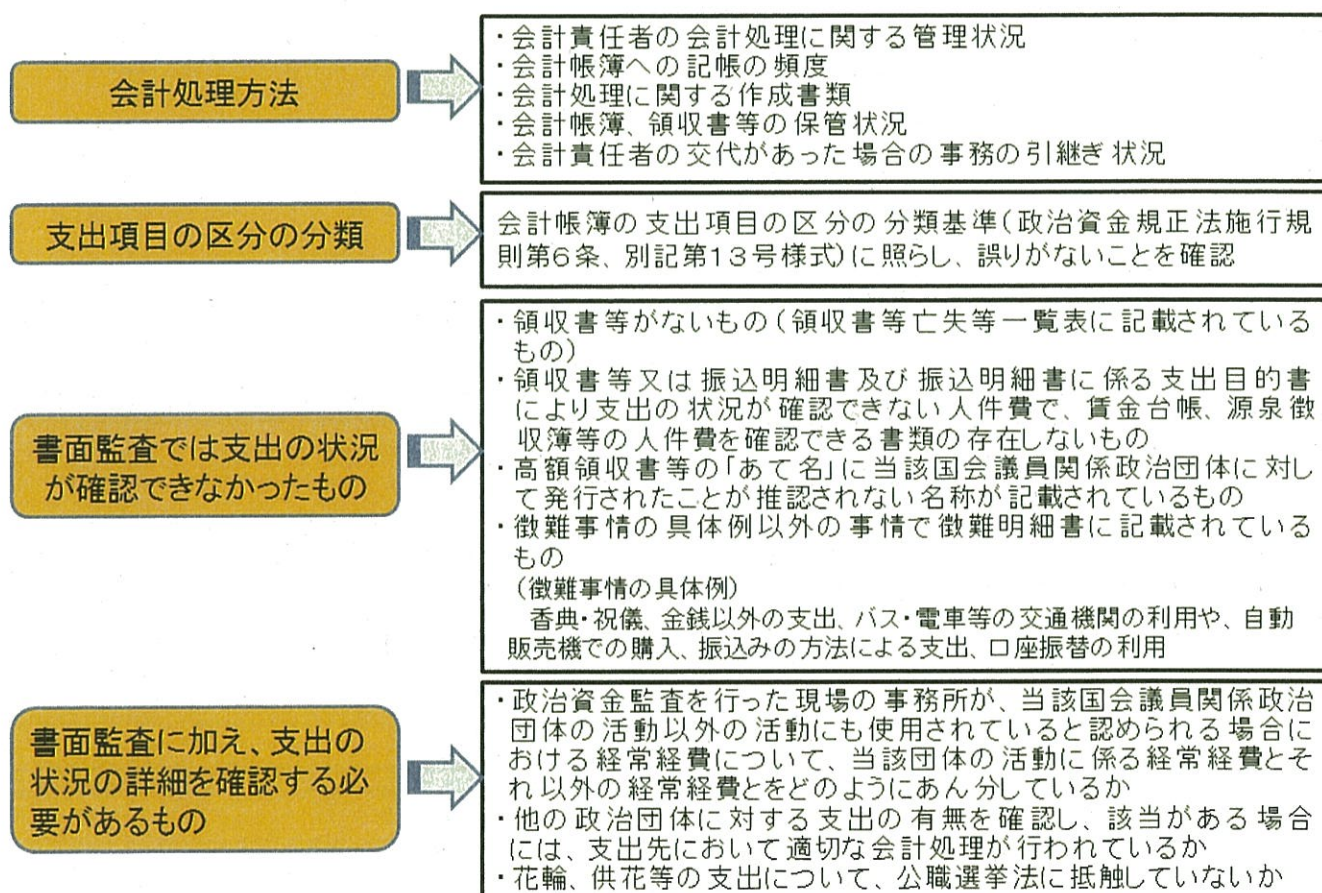
「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。

⑤ 会計責任者等に対するヒアリング

○会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法等を確認し、さらなる収支報告の適性の確保を図るものである。

併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。



【政治資金監査チェックリスト】

30 【会計処理方法】

会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。

以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。

- ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
- ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
- ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
- ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
- ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。

31 【支出項目の区分の分類】

会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。

支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分し難いものについては、すべて事務所費に分類することとなる。

したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。

複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。

その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

32 【領収書等の徴収漏れ又は亡失】

領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

33 【人件費】

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

人件費を確認できる書類が存在しない場合は、その旨を政治資金監査報告書において記載することとなる。

34 【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、ヒアリングによっても当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることが確認できない場合は、支出の日付、支出項目の区分の分類、支出金額、領収書等のあて名に記載されていた名称等を政治資金監査報告書において記載することとなる。

35 【領収書等を徴し難い事情】

「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。

「香典・祝儀」、「金銭以外の支出」、「バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入」、「振込みの方法による支出」、「口座振替の利用」以外の理由が記載されていた場合は、その内容について確認する。会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えない。

なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会する。

36 【経常経費のあん分】

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。

37 【他の政治団体に対する支出】

他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。

38 【公職選挙法に抵触する支出】

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。

(5) 政治資金監査報告書の作成のポイント

- ★ 「監査報告書」が「監査の概要」、「監査の結果」、「業務制限」で構成されていなかった。
- ★ 「監査の結果」が(1)～(4)の4項目で構成されていなかった。
- ★ (5)として任意の記載があった。

① 基本的な事項

【政治資金監査報告書チェックリスト】

1 【日付】

登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。

★ 政治資金監査報告書の日付に記載されている年が適切でなかった。

2 【国会議員関係政治団体の名称】

国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。

★ 国会議員関係政治団体の名称が正式名称でなかった(略称又は不正確な記載)。 ※監査報告書本文中でも同様の誤りがあった。

3 【代表者の氏名】

国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。

★ 代表者の氏名が誤っていた(代表者以外の氏名が記載されていた)。

4 【登録政治資金監査人の署名】

登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。

★ 登録政治資金監査人の署名が自署でない又は押印がなかった。

5 【登録番号】

登録番号が記載されているか。

★ 登録番号が誤っていた(士業の登録番号が記載されていた)。

6 【研修修了年月日】

研修修了年月日が記載されているか。

★ 登録年月日を記載していた。

登録番号又は研修修了年月日を忘れた場合は、政治資金適正化委員会に照会する。

(記載例)

政治資金監査報告書

平成×年×月×日 1

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) 2

代表 〇〇 〇〇 殿 3

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印 4

登録番号 第 ×××× 号 5

研修修了年月日 平成×年×月×日 6

(以下略)

(研修修了年月日の記載)

第10011号

登録政治資金監査人証票

写

真

(氏名) **総務 太郎**
昭和34年1月1日生

(登録番号) **第 9999 号**

(法人又は事務所の名称)
総務省会計事務所

(所属事務所又は事務所の所在地)
東京都千代田区霞が関
2-1-2

上記の者は、平成22年3月 登録政治資金監査人の登録を受けたことを証明する。

平成22年3月 政治資金適正化委員会

政治資金監査研修修了証書

(氏名) 総務 太郎
(登録番号) 第 9999 号

上記の者は、政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。

平成22年4月10日

政治資金適正化委員会
委員長 上田 廣一

② 監査の概要

【政治資金監査報告書チェックリスト】

7 【(1) 定期分の根拠条文】

定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

★ 定期分であるのに「法第17条第1項」と記載されていた。

8 【(1) 解散分の根拠条文】

政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

- ★ 解散分であるのに「法第12条第1項」と記載されていた。
- ★ 監査対象期間について、旧記載例（平成×年×月×日から平成×年×月×日に係る）で記載されていた。
- ★ 監査対象年を誤って記載していた（「平成27年」とすべきところを「平成26年」としていた）。

9 【(1) 政治資金監査対象書類】

政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。

★ 記載例のとおりすべての書類が列記されていなかった。

10 【(3) 登録政治資金監査人の責任】

登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。

※9・10ともに、書類の記載については、記載例のとおりすべての書類を列記すること。

11 【(4) 政治資金監査の実施場所】

政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。

★ 主たる事務所以外で実施した場合の理由、実施場所、住所が記載されていなかった。

(記載例)

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

7
8

9

10

11

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること（記載例すべてに同じ。）。

(※2) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として、以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(①の作業スペースの不足等やむを得ない事情の場合の記載例)

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

③ 監査の結果

ア 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

12 【(1) 保存対象書類】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。

- ★ 保存されていた書類が記載されていなかった。
- ★ 保存されていない書類が記載されていた。
- ★ 保存書類を列挙せず「会計帳簿等の関係書類」と記載されていた。
- ★ 書類の名称が不正確であった（「徴難明細書」と略して記載されていた。）
- ★ 振込明細書があるのに、支出目的書がなかった。
- ★ 支出目的書があるのに、振込明細書がなかった。

13 【(3) 収支報告書の支出状況】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。

- ★ (1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきであるが、異なる書類が記載されていた。

14 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。

領収書等を徴し難かった支出の明細書と振込明細書に係る支出目的書のいずれの書類も作成する必要がなかった場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載すること。

- ★ 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4) を削除していた。
- ★ 徴難明細書に係る支出があるのに、「領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった」と記載されていた。

記載例（１）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 13
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 14

（※）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること（記載例すべてに同じ。）。

イ 会計帳簿に記載不備がある場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

12 【(1) 保存対象書類】(省略) アに同じ (P 50 参照)

13 【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】

支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。

※「会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの」の「〇〇」には、会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、支出金額、支出年月日）のうち記載不備があった事項を記載すること。

例：氏名と住所に記載不備があった場合

「支出を受けた者の氏名及び住所の記載不備が一部に見られたものの、」

★ 記載不備があった事項が具体的に記載されていなかった。

14 【(3) 収支報告書の支出状況】(省略) アに同じ (P 50 参照)

15 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】(省略) アに同じ (P 50 参照)

記載例（２）

２ 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 13
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 14
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 15

ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

- | | |
|----|--|
| 12 | 【(1) 保存対象書類】(省略) アに同じ (P50 参照) |
| 13 | 【(3) 収支報告書の支出状況】(省略) アに同じ (P50 参照) |
| 14 | 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】(省略) アに同じ (P50 参照) |
| 15 | <p>【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】
領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出(人件費以外の経費の支出に限る。)が存在する場合は、記載例(3)に従って、(別記)が記載されているか。</p> <p>★ 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった。
★ (別記)に「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を添付した旨が記載されていた。</p> |
| 16 | <p>【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】
領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例(3)に従って、(別記)が記載されているか。</p> |
| 17 | <p>【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】
収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出(人件費以外の経費の支出に限る。)に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例(3)に従って、(別記)が記載されているか。</p> |

記載例（3）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 13
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 14

（別記）※

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」 15
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円） 16
- (3) 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの 17
（××月××日・××費・××××円）
・ 領収書等のあて名に記載されていた名称
〇〇〇〇〇〇

※（2）及び（3）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

（別添）

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	〇. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

エ 収支報告書に支出が計上されていない場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

12 【(1) 保存対象書類】

保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。

★ 支出がないのに会計帳簿以外の書類などが記載されていた。

13 【(3) 収支報告書の支出状況】

収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。

★ 支出がないのに会計帳簿以外の書類などが記載されていた。

14 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。

★ 支出がないのに領収書等を徴し難かった支出の明細書等が記載されていた。

記載例（４）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

12

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

13

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

14

オ 業務制限

【政治資金監査報告書チェックリスト】

15 【業務制限】

記載例に従って業務制限について記載されているか。

★ 使用人等が業務制限に該当しない旨を明記せずに、「(国会議員関係政治団体名)と私達との間には」と記載されていた。

(記載例)

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

15

※政治資金監査の業務を補助した使用人等がない場合には、「また、」以下の記載は不要。

(6) 政治資金監査において実際に見られた誤り事例

(登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組で明らかになったもの)

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱等が散見されることから、政治資金監査の質の向上を図るため、都道府県選挙管理委員会及び総務省からの報告に基づき、登録政治資金監査人に対し、直接政治資金適正化委員会から個別に指導・助言を行う取組を平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から行っている。

以下は、政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言に係るこれまでの取組の中で、実際に見られた誤り事例である。

【政治資金監査報告書に関するもの】

- 登録番号が誤っていた。
- 「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が適切な年となっていなかった。
- 解散団体でないのに収支報告書に係る規定が「第17条第1項」となっている等、根拠条文が誤っていた。
- 政治資金監査報告書上で書類名が誤っていた。
- 主たる事務所以外で監査が行われているが、理由や住所の記載がなかった。
- 主たる事務所で監査を行ったのに記載例と異なる記載となっていた。
- 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- 領収書等亡失等一覧表と記載すべきだったのに徴難明細書と誤って記載していた。
- 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

【収支報告書に関連するもの】

- 収支報告書(支出に係る分に限る。以下同じ。)について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があった。
- 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の金額と領収書等の写し(領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。)の金額とで不整合があった。

(注) 上記事例には、以下の事例を含む。 ※は実際にあったケース

- ・ 支出に重複計上があったため、後に重複分を削除した。

- ・ 収支報告書に計上されていない支出に係る徴難明細書が添付されており、後に当該支出を追加した。
 - ・ 政治資金監査の対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に当該支出を削除した。
※ 平成 26 年等に発行された領収書等の写しを添付していたケース。
 - ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・ 目的等が不一致の領収書等に係る支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
※ 金額は合致しているが、支出の目的と支出の相手先が収支報告書と領収書等の写しで異なっており、確認の結果、政治団体の支出でないとしたケース。
 - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しだけでなく徴難明細書にも記載されており、後に徴難明細書から当該支出を削除した。
 - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しもなく徴難明細書にも記載されていなかったが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。
- 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった（領収書等の年月日のうち「年」の記載が誤っていた）。
※ 本来、平成 27 年と記載された領収書等の写しを添付すべきところ、平成 26 年等と誤った記載がされた領収書等の写しを添付していたケース。
- 上記以外で、収支報告書に計上されている支出について、領収書等との確認を行っていなかった。
※ あて名と発行者が逆に記載されている領収書等の写しを添付していたケース。
※ 領収書等の写しではなく、「発注書」を添付していたケース。
- 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の年月日の記載が誤っていた）。
- 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった（収支報告書と徴難明細書上で年月日の記載が漏れていた）。
- 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の支出の目的の記載が誤っていた、漏れていた）。
- 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった（徴難明細書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった（振込明細書に係る支出目的書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 突合を行った書面として、当初は支出の目的の記載のない払込金受領証（コンビニ支払い）の写しが添付されていたが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。

- 収支報告書上で支出の目的の記載不備があった（支出の目的の記載が誤っていた）。

- 収支報告書上で年月日の記載不備があった（様式間で整合的でなかった）。
※ 同一の支出でありながら、収支報告書の様式（その15）と（その16）とで支出年月日が異なっていたケース。

- 収支報告書上で氏名、住所の記載不備があった（氏名、住所の記載が誤っていた等）。

- 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
※ 同一の支出項目の区分に該当する支出の記載が複数頁にわたっているのに、「その他の支出」と「合計」をすべての頁に記載していたケース。

- 領収書等の写しに不備があった（振込明細書でない書面を振込明細書としていた）。
※ 先日付で振込みを行ったケース。

- 徴難明細書の記載が不適正だった（領収書等の徴収漏れ・紛失を徴難事情としていた）。

- 収支報告書上に5万円以上の支出のみ明細を記載していた。

2 演習問題

2 演習問題

(1) 選択問題

問1 次のうち、領収書等に該当しないものはどれでしょうか。

- ① 自動車税納税通知書兼領収証書
- ② 公共料金の請求書に添付されている前月分の口座引落しの案内(支出の目的、金額及び年月日の記載があるもの)
- ③ 政治団体が作成した出金伝票

問2 政治団体が振込による支出を行いました。銀行からの振込明細書とは別に支出の相手方から領収書を徴しました。この場合における会計帳簿との確認書類として、より適当なものを選んでください。

- ① 振込明細書で確認する。
- ② 領収書で確認する。
- ③ 振込による支出は領収書等を徴し難い事情があったときに該当するため、徴難明細書の作成を求め、徴難明細書で確認する。

問3 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアで支払いを行ったところ、支出の金額及び年月日が記載された払込金受領証が発行されました。

なお、当該払込金受領証には、受領印は押印されていますが、支出の目的は記載されていません。

この場合における政治資金監査上の取扱いについて、正しいものを選んでください。

- ① 当該払込金受領証は領収書に該当することから、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿とを突合した。
- ② 当該払込金受領証に会計責任者が支出の目的を追記したため、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿とを突合した。
- ③ 当該払込金受領証と当該支出の内容を示す請求書が一体として保存され、会計責任者から示されたので、当該払込金受領証の記載事項と当該請求書の記載事項とを併せて会計帳簿と突合した。

問4 平成28年7月2日に打合せ食事代(50,000円)をクレジットカードで一括払いし、当該食事代が平成28年8月10日に口座から引き落とされた場合の会計帳簿への記載について、誤っているものを選んでください。

① (支出簿)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打合せ食事代	50,000	平成28年7月2日	〇〇レストラン	クレジットカードによる支払い 平成28年8月10日 ××カード

② (支出簿)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打合せ食事代	50,000	平成28年7月2日	〇〇レストラン	クレジットカードによる購入
2 政治活動費 (6)その他の経費	クレジットカード 代金支払い	50,000	平成28年8月10日	××カード	

(収入簿)

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	平成28年7月2日	

③ (支出簿)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打合せ食事代	50,000	平成28年8月10日	〇〇レストラン	クレジットカードによる支払い

問5 支出状況等の確認について、正しいものを選んでください。

- ① 会計帳簿の備考欄に「住所は別添書面に記載」されている旨が記載されていたが、支出を受けた者の住所が記載された書面が会計帳簿と併せて保存されていたため、当該書面により支出を受けた者の住所が確認できたので、政治資金監査上は不備とは扱わなかった。
- ② 年の途中で国会議員関係政治団体となったので、当該国会議員関係政治団体になった日以降の支出について確認した。
- ③ 収支報告書の記載に関し、1件当たりの金額が1万円以上の支出について必要記載事項が記載されていることを確認し、1件当たりの金額が1万円未満の支出については、「その他の支出」にまとめて計上されていることを確認した。

問6 振込明細書の取扱いについて、正しいものを選んでください。

- ① 振込みの方法により支出をしたが、振込明細書がなかったため、預金通帳で当該支出がされたことを確認した。
- ② 支出の目的が記載されていない振込明細書の余白に、会計責任者が支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として認められる。
- ③ 支出の金額と振込予定日が記載された金融機関が発行する書面は、振込明細書として認められる。

問7 領収書等亡失等一覧表の確認について、政治資金監査上必要なものを選んでください。

- ① 領収書等亡失等一覧表に記載された支出について、会計責任者等へのヒアリングに加え、さらに請求書や契約書等により確認した。
- ② 人件費以外の経費で、1件1万円を超える支出については、備考欄に支出を受けた者の氏名及び住所が記載されていることを確認した。
- ③ 備考欄に領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情が記載されていたので、会計責任者に削除を求めた。

(2) 記述問題

問1 1枚の領収書等が、支出の目的が異なる複数の支出に対して一括して発行されたものである場合、どのように取り扱えばよいですか。

問2 政治資金監査の結果、国会議員関係政治団体に係る支出とは判断できないような支出が含まれていた場合、どのように対処すればよいですか。外形的・定形的な監査にとどまらず、使途の妥当性についても判断すべきですか。

問3 同一の公職の候補者に係る複数の国会議員関係政治団体(A、B、C)に対して政治資金監査が実施され、Aから政治資金監査報酬が(BとCの分も含めて)一括して登録政治資金監査人に支払われた場合、各々の政治団体の収支報告書や会計帳簿にはどのように記載すればよいですか。

なお、AがBとCに係る政治資金監査報酬を一括して負担することについて、各団体の代表者が意思を通じているものとします。

(3) 事例演習

次の書類は、国会議員関係政治団体である「○田△男君を応援する会」(代表：総務三郎、会計責任者：自治花子)の平成28年に係る政治資金監査において、当該団体から確認のため提出された書類及び登録政治資金監査人である監査太郎(※)が作成した定期分の政治資金監査報告書(平成29年5月提出)です。

なお、政治資金監査は、当該団体の主たる事務所で実施し、使用人1名を使用しました。また、監査太郎が会計責任者に対しヒアリングをした結果は、以下のとおりです。

[ヒアリング結果]

- ・ 当該団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されていた領収書②が存在したため、会計責任者に説明を求めたところ、確かに当該団体あてに発行されたものであることを確認した。
- ・ 平成28年5月分に係る当該団体の事務職員(2名)の人件費(それぞれ200,000円)を確認できる書面が存在しなかったため、会計責任者に説明を求めたところ、確かに支出されたことを確認した。
- ・ 会計帳簿に記載のある「コピー用紙代」については、領収書等を亡失したとの回答を得た。

※ 登録政治資金監査人：監査太郎について

- ・ 士業登録 : 平成22年2月12日 (資格番号:12345)
- ・ 監査人登録 : 平成22年3月12日 (登録番号:9999)
- ・ 登録時研修修了 : 平成22年4月12日

これらの書類の確認及びヒアリングの結果等を踏まえ、政治資金監査報告書等の記載不備等があれば指摘してください。

会計帳簿と突合すべき書類 (編纂順)

領収書①

□□□書店		
〇〇市△△町1-2-3		
TEL 000-000-000		
2016年10月10日(月)		
領 収 証		
1125	雑誌	¥864
1289	雑誌	¥1,296
合計		¥2,160
(内消費税等		¥160)
合計		2点
お預かり		¥3,000
お釣り		¥840
レジNO.0000		担当××

領収書②

領 収 書	
	NO. 999999
	平成28年8月25日
自治 花子 様	
★ 60,000	収入印紙
但 ビデオカメラ代	
上記正に領収いたしました	
(株)△△電気	
〇〇市△△3-2-7	

領収書③

領 収 書

平成28年10月16日

○田△男君を応援する会様

¥ 32,000

但 封筒代

上記正に領収いたしました

○○印刷(株)

振込明細書

□□銀行自動サービス
ご利用明細

取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
*****	*****	*****	28.6.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****	*****	*****	
備品・消耗品費 プロジェクター	取引金額 ¥49,800		
手数料	残高		
¥216	¥*****		
ご案内			
□□銀行△△支店			
当座 000000 か)XXカマ様			
マルササンカクオクンヲオウエンシルカイ 様から			
□□銀行			

会計責任者が支出目的を追記

支出目的書

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項 目	摘 要
備品・消耗品費	プロジェクター

政治団体の名称 ○田△男君を応援する会

領収書④

領 収 書

NO. 111111
平成28年1月18日

○田△男君を応援する会 様

★ 1,323-

収入印紙

但
上記正に領収いたしました

△△書店
〇〇市△△1-1-3

納 品 書

NO. 111111
平成28年1月18日

○田△男君を応援する会 様

商品名	数量	単価
油性ペン(8色)	1	¥ 1,323
合計		¥ 1,323

上記のとおり納品いたしました

△△書店
〇〇市△△1-1-3

領収書⑤

領 収 書

平成27年12月18日

○田△男君を応援する会 様

11,000 円

@トナーカートリッジ代

上記領収いたしました

(株)〇〇塗料
〇〇市3-3-3

徴難明細書

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金 額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要			
事務所費	コピー機リース代	36,000	平成28年12月16日	口座振替のため

政治団体の名称 ○田△男君を応援する会
会計責任者の氏名 自 治 花 子 ㊤

会計帳簿

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費					
	賃金	200,000	平成28年5月15日	自治一郎	〇〇市〇〇7-3-4
	賃金	200,000	平成28年5月15日	総務次郎	〇〇区〇〇1-2-5
	合計	400,000			
(3) 備品・消耗品費					
	油性ペン(8色)代	1,232	平成28年 1月18日	△△書店	〇〇市△△1-1-3
	プロジェクター代	49,800	平成28年 6月16日	㈱××カメラ	
	振込手数料	216	平成28年 6月16日	□□銀行△△支店	〇〇市△△5-4-1
	ビデオカメラ代	60,000	平成28年 8月25日	㈱△△電気	〇〇市△△3-2
	雑誌代	2,160	平成28年10月10日	□□□書店	〇〇市△△町1-2-3
	封筒代	32,000	平成28年10月16日	〇〇印刷㈱	〇〇市〇〇9-2-6
	コピー用紙代	13,000	平成28年12月15日	㈱□□事務	△△区〇〇2-1-1
	トナーカートリッジ	11,000	平成28年12月18日	㈱〇〇塗料	〇〇市3-3-3
	合計	169,408			
(4) 事務所費					
	コピー機リース代	36,000	平成28年12月16日	〇〇リース㈱	××区〇〇1-2-3
	合計	36,000			
	総計	605,408			

収支報告書

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	400,000		
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	169,408		
(4) 事 務 所 費	36,000		
小 計	605,408	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費			
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	0	0	
合 計	605,408		

収支報告書（続き）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。） の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
プロジェクター代	49,800	平成28年6月16日	㈱××カメラ		
ビデオカメラ代	60,000	平成28年8月25日	㈱△△電気	〇〇市△△3-2	
封筒代	32,000	平成28年10月16日	〇〇印刷㈱	〇〇市〇〇9-2-6	
コピー用紙代	13,000	平成28年12月15日	㈱□□事務	△△区〇〇2-1-1	
トナーカートリッジ代	11,000	平成28年12月18日	㈱〇〇塗料	〇〇市3-3-3	
この頁の小計	165,800				
その他の支出	3,608				
合 計	169,408				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。） の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
コピー機リース代	36,000	平成28年12月16日	〇〇リース㈱	××区〇〇1-2-3	
この頁の小計	36,000				
その他の支出	0				
合 計	36,000				

政治資金監査報告書

平成29年5月16日

○田君を応援する会
会計責任者 自治花子 殿

登録政治資金監査人 監査 太郎 ⑩
登録番号 第 12345 号
研修修了年月日 平成22年3月12日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○田君を応援する会の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、○田君を応援する会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)

別添の「領収書等亡失等一覧表」

3 業務制限

○田君を応援する会と私達との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考	
項目	摘要				
1 経常経費 (3) 備品・消耗品費	(株)□□事務	13,000	平成28年12月15日		

【演習問題解説】

(選択問題)

問1 領収書等に該当しないもの (Q & A V-5・V-6・V-15・V-16)

(解答) ③

(解説)

- ① 自動車税納税通知書兼領収証書は、領収書等に該当する。なお、領収証書と一緒に交付される自動車検査用の「自動車税納税証明書」は、支出の金額が記載されていないため、領収書等には該当しない。
- ② 公共料金等で翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されている場合、当該口座引落しの案内(支出の目的、金額及び年月日が記載されているもの)については、領収書等に該当する。また、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって領収書等として取り扱うことで差し支えない。
- ③ 政治団体が作成した出金伝票、経費支出伺書、精算伝票といった書類は、いずれも政治団体の内部書類であり、支出を受けたことを証する書面ではないため、領収書等に該当しない。

問2 振込による支出に係る会計帳簿の確認書類 (Q & A V-43)

(解答) ②

(解説)

支出の相手方から領収書等を徴収した場合には、振込明細書ではなく当該領収書等で確認することとなる。

なお、領収書等と振込明細書とで支出の年月日の記載が異なる場合には、会計帳簿や収支報告書には、領収書等に記載された日付を支出の年月日として記載することとなる。

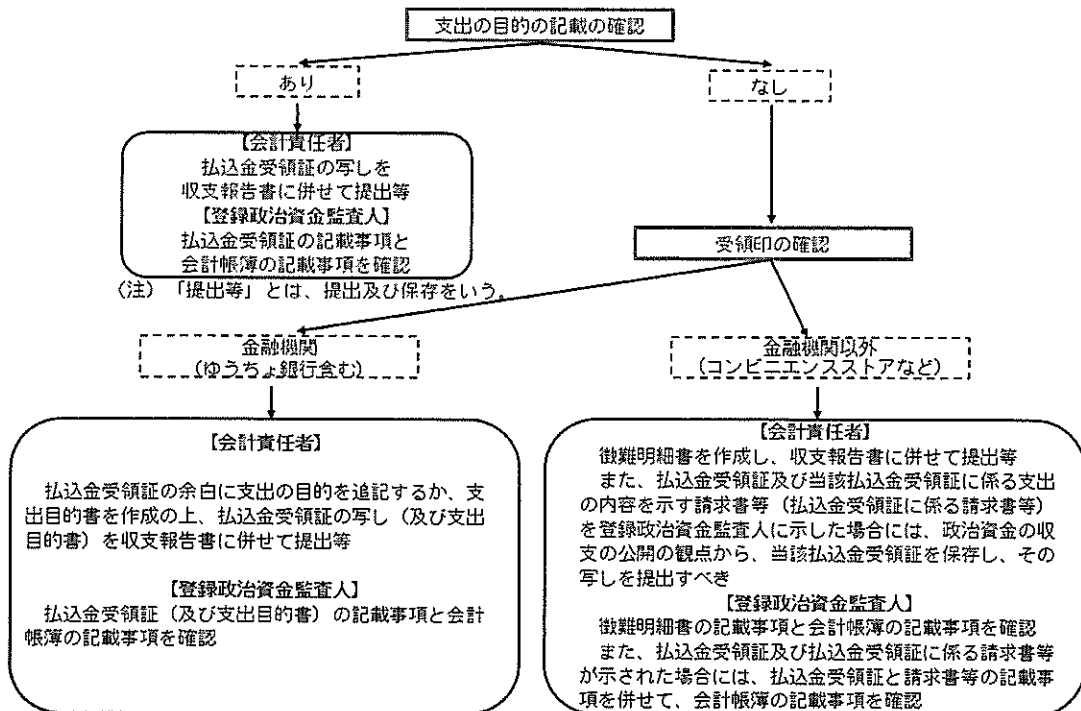
問3 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアで支払いを行った場合
 における払込金受領証の取扱い (Q & A V-13)

(解答) ③

(解説)

- ① コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しない。また、金融機関が発行したものではないことから、振込明細書にも該当しない。
- ② 金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当し、この場合においては、会計責任者が当該払込金受領書の余白に支出の目的を追加するか、別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領書の写しを提出することになる。一方で、コンビニエンスストア等の金融機関以外が発行する払込金受領証は、振込明細書に該当しないため、当該払込金受領書の余白に目的を追記等することはできない。
- ③ コンビニエンスストアで支払った場合において、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類が、当該払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて、会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認する。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



問4 クレジットカードを利用した場合の会計帳簿の記載方法
(研修テキスト P.123~129)

(解答) ③

(解説)

クレジットカードを一括払いで利用した場合には、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけの簡易な記載方法とすることも差し支えないとされている。

また、クレジットカードを利用した際に発行される書面(支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの)を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないとされている。

【簡易な記載方法の例】

(支出簿)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打合せ食事代	50,000	平成28年7月2日	〇〇レストラン	クレジットカードによる支払い 平成28年8月10日 ××カード

一方、簡易な記載方法を用いない場合は、まず物品を購入した時点で当該支出相当分を支出に計上するとともに、同額を収入(その他の収入)に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上し、その後、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上することになる。

これは、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、①基本的に現金の流れを記載しつつ、②政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有しているためである。

【簡易な記載方法を用いない場合の例】

(支出簿)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打合せ食事代	50,000	平成28年7月2日	〇〇レストラン	クレジットカードによる購入
2 政治活動費 (6)その他の経費	クレジットカード 代金支払い	50,000	平成28年8月10日	××カード	

(収入簿)

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	平成28年7月2日	

問5 支出状況等の確認（研修テキスト P. 39、P. 58～60）

（解答）①

（解説）

① 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合には、当該書面に記載された支出を受けた者の住所を確認できたときは、政治資金監査上においては記載不備とは扱わない。

ただし、政治資金規正法上、会計帳簿の備考欄には、すべての支出について、当該支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であることから、別添の書面に記載のある場合であっても、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記しておくよう会計責任者に指摘する。

なお、会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合であっても、収支報告書には当該書面に記載された住所を記載する必要がある。

② 年の途中で国会議員関係政治団体となった場合でも、その年の全期間の支出について確認する必要がある。

③ 収支報告書では、人件費以外の経費で1件当たりの金額が1万円を超える支出について必要記載事項が記載されていることを確認する必要がある。「その他の支出」にまとめるのは、人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円以下のものである。

問6 振込明細書の取扱い等 (Q & A V-32、34、37、40)

(解答) ②

(解説)

- ① 政治資金監査においては、国会議員関係政治団体が管理すべき収支報告書及び会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、当該書類が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものであるが、預金通帳は、政治資金監査の対象となる書類とはされていない（なお、当該支出がどの預金口座から支出されているかまで確認することも求められていない。）。

なお、振込みの方法により支出をした場合であって、振込明細書がなく、領収書等も発行されないときは、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成し、領収書等に代えることができる。

- ② 会計責任者が振込明細書の余白に「支出の目的」を追記した場合、当該振込明細書の写しは、政治資金規正法施行規則第9条第2項第2号の規定により、「支出の目的を記載した書面」として認められる。
- ③ 政治資金規正法上、振込明細書には、支出の金額及び年月日が記載されている必要があるところ、支出した年月日ではなく、支出予定日が記載されているものは、振込明細書には該当しない。なお、この場合は、徴難明細書を作成することとなる。

問7 領収書等亡失等一覧表の確認 (Q & A V-39)

(解答) ②

(解説)

- ① 領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失した支出を明らかにするためのものであるため、領収書等を亡失した支出であれば、請求書や契約書等により確認できたかどうかにかかわらず、領収書等亡失等一覧表に記載されることとなるため、政治資金監査においては、請求書や契約書等により確認することまでは求められていない。
- ② 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（人件費以外の経費で1件当たりの金額が1万円を超えるもの）については、当該支出を受けた者の氏名と住所を備考欄に記載する必要がある。
- ③ 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を備考欄に記載することができるが、当該事情については、政治資金監査の対象とはならない。

(記述問題)

問1 複数支出への領収書等の一括発行 (Q & A V-29)

(解答)

1枚の領収書等に係る支出であっても、それが支出の目的が異なる複数の支出から構成されているのであれば、支出の目的ごとに分類して会計帳簿や収支報告書に記載する必要がある。

この場合、領収書等に記載された金額と会計帳簿や収支報告書に記載された金額とが一致しないので、例えば、支出の目的ごとの内訳を領収書等に付記するなどし、必要枚数複写しておくことなどの対応が考えられる。

問2 使途の妥当性の判断 (研修テキストP.27、Q & A I-5・V-41)

(解答)

政治資金監査は、外部性を有する登録政治資金監査人が、政治資金規正法や政治資金監査マニュアルに基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、会計帳簿や領収書等の書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、国会における議論の結果、こうした監査とすることで合意されたためである。

したがって、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出(人件費以外の経費の支出に限る。)に係る領収書等については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、あて名や当該領収書等が真正なものであることについての確認を会計責任者等に求めることとなる。

問3 複数団体の支出を一団体が一括して支出した場合 (Q & A V-3)

(解答)

複数団体が関係する支出については、当該団体の政治活動の実態や団体間の話し合い等によって負担割合等が決められるものであるが、本問は、政治団体Aが政治団体Bと政治団体Cに係る政治資金監査報酬を一括して負担することについて各団体の代表者が意思を通じているケースであるため、政治団体Aによる支出は、政治資金規正法第10条の「政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした」場合に該当する。

このため、政治団体Aは、政治団体Bと政治団体Cの会計責任者に、支出をした日から7日以内に、支出を受けた者の①氏名及び②住所、③当該支出の目的、④金額及び⑤支出年月日を記載した明細書を提出しなければならない。また、当該支出に係る領収書等又は振込明細書を送付しなければならない。

本問の場合、政治団体Aは、政治団体Bと政治団体Cに対して、政治資金監査報酬分の寄附を行っていることとなるが、例えば、一括払いの総額が100で、各団体の政治資金監査について支払うべき報酬の割合がA、B、Cの順に4：3：3であったと仮定すると、それぞれの会計帳簿には、下表のように記載されることとなる（政治団体Aの会計帳簿には、支出簿に政治団体Aの政治資金監査報酬及び政治団体B、Cの支出簿に記載された金額相当分を政治団体B、Cへの寄附として記載する。また、政治団体Bと政治団体Cの会計帳簿には、支出簿に当該明細書に基づき記載し、収入簿には支出簿に記載された金額相当分を政治団体Aからの寄附として記載する。なお、政治団体Aの支出簿の備考欄には、政治団体BとCのためにした政治資金監査報酬分である旨を明記することが適当である。また、政治団体BとCの収入簿の備考欄には、政治団体Aがした政治資金監査報酬分である旨を明記することが適当である。）。

	支出	収入
政治団体A	自団体の政治資金監査報酬 40 政治団体Bへの寄附 30 政治団体Cへの寄附 30	
政治団体B	自団体の政治資金監査報酬 30	政治団体Aからの寄附 30
政治団体C	自団体の政治資金監査報酬 30	政治団体Aからの寄附 30

(事例演習) 次の書類について記載不備等があれば指摘してください。

(解説)

領収書等について、年月日順に分類・整理して編纂するよう助言

①雑誌の購入に係る領収書

指摘事項なし

②ビデオカメラの購入に係る領収書

領 収 書

NO. 999999
平成28年8月25日

自治 花子 様

★ 60,000

但 ビデオカメラ代
上記正に領収いたしました

収入印紙

株式会社△△電気
〇〇市△△3-2-1

高額領収書等のあて名に国会議員
関係政治団体に対して発行された
ことが推認されない名称が記載
→会計責任者へのヒアリングの中
で、当該政治団体あてに発行され
たものであるかを確認

印紙の貼付漏れ

→受け取り金額が5万円以上の領
収書を受け取る際には、印紙の貼
付の有無を確認するよう指摘す
ることも想定される

③封筒の購入に係る領収書

領 収 書

平成28年10月16日

〇田△男君を応援する会 様

¥ 32,000

但 封筒代
上記正に領収いたしました

〇〇印刷株式会社

支出を受けた者の住所が未記載
→支出を受けた者の住所は、領収書
等の必要記載事項ではないが、会
計帳簿の記載事項であることに
注意

振込明細書

□□銀行自動サービス
ご利用明細

取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
*****	*****	*****	28.6.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****	*****	*****	
備品・消耗品費 プロジェクター		取引金額 ¥49,800	
手数料	残高		
¥216	¥*****		

ご案内
□□銀行△△支店
当座 000000 カ)XXカマ様
マルタサンカクオクンヲオウエンスルカイ 様から
□□銀行

会計責任者による支出の目的の追記
→支出目的書の作成は不要（振込明細書に支出の目的が記載されている場合も同様）
→当該振込明細書の写しが支出の目的を記載した書面（支出目的書）となる

振込手数料
→振込明細書は、振込手数料の領収書等に該当

④油性ペンの購入に係る領収書

領 収 書
NO. 111111
平成28年1月18日
○田△男君を応援する会 様
★ 1,323-
収入印紙
但
上記正に領収いたしました
△△書店
〇〇市△△1-1-3

納 品 書
NO. 111111
平成28年1月18日
○田△男君を応援する会 様
商品名 数量 単価
油性ペン(8色) 1 ¥ 1,323
合計 ¥ 1,323
上記のとおり納品いたしました
△△書店
〇〇市△△1-1-3

支出の目的の記載不備

→当該支出の内容を示す納品書が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示されたので、当該領収書等の記載事項と納品書の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であることを確認

⑤トナーカートリッジの購入に係る領収書

領 収 書

○田△男君を応援する会 様

平成27年12月18日

11,000 円

@トナーカートリッジ代

上記領収いたしました

(株)○○塗料
○○市3-3-3

年月日の「年」の誤りの場合
→発行者に対して、正確な年月日
が記載された領収書等の再発行
を要請

監査の対象年以外の領収書等の場
合
→会計帳簿及び収支報告書につい
て、当該領収書等に係る支出分
を修正

徴難明細書

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金 額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要			
事務所費	コピー機リース代	36,000	平成28年12月16日	口座振替のため

政治団体の名称 ○田△男君を応援する会
会計責任者の氏名 自治花子 ㊞

領収書を徴し難い事情(徴難事情)

→事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をい
い、具体的には以下のような場合が考えられる

- ・ 香典、祝儀
- ・ 金銭以外の支出
- ・ バスや電車等の交通機関の利用、自動販売機での購入
- ・ 振込の方法による支出
- ・ 口座振替の利用

なお、領収書等の紛失は徴難事情には該当しない。このため、会計責任者
が当該領収書等の発行者に再発行を要請し、それでもなお、必要記載事項
が記載された領収書等を備えられない場合には、会計責任者に領収書等亡
失等一覧表への記載を求めることとなる

会計帳簿

会計帳簿に必要記載事項（支出を受けた者の氏名・住所（団体の場合は、名称・所在地）、支出の目的、金額、年月日）の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘

油性ペン代の転記ミス
 誤 1, 232 → 正 1, 323
 合計と総計も修正
 (合計) 誤 169, 408 → 正 169, 499
 (総計) 誤 605, 408 → 正 605, 499

住所の記載不備
 (空欄、転記誤り)

2 支出簿

支出の目的 項目	摘要	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
1 経常経費					
(1) 人件費					
	賃金	200,000	平成28年5月15日	自治一郎	〇〇市〇〇7-3-4
	賃金	200,000	平成28年5月15日	総務次郎	〇〇区〇〇1-2-5
	合計	400,000			
(3) 備品・消耗品費					
	油性ペン(8色)代	1,232	平成28年 1月18日	△△書店	〇〇市△△1-1-3
	プロジェクター代	49,800	平成28年 6月16日	(株)××カメラ	
	振込手数料	216	平成28年 6月16日	□□銀行△△支店	〇〇市△△5-4-1
	ビデオカメラ代	60,000	平成28年 8月25日	(株)△△電気	〇〇市△△3-2
	雑誌代	2,160	平成28年10月10日	□□□書店	〇〇市△△町1-2-3
	封筒代	32,000	平成28年10月16日	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇9-2-6
	コピー用紙代	13,000	平成28年12月15日	(株)□□事務	△△区〇〇2-1-1
	トナーカートリッジ	11,000	平成28年12月18日	(株)〇〇塗料	〇〇市3-3-3
	合計	169,408			
(4) 事務所費					
	コピー機リース代	36,000	平成28年12月16日	〇〇リース(株)	××区〇〇1-2-3
	合計	36,000			
	総計	605,408			

振込手数料は振込の目的に応じて分類
 ただし、目的ごとに分類することが困難
 な場合は、事務所費に一括計上すること
 も可能

領収書等に記載されている年（平成
 27年）と異なっているので、領収書
 等に記載された「年」の誤りなのか、
 監査対象年以外の領収書等が添付さ
 れているのかを会計責任者に確認

収支報告書

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	400,000		
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	169,408		
(4) 事 務 所 費	36,000		
小 計	605,408	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費			
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政治資金パーティー開催事業費			
エ その 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	0	0	
合 計	605,408		

備品・消耗品費、小計及び合計を修正
 (備品・消耗品費) 誤169,408→正169,499
 (小計)(合計) 誤605,408→正605,499

それぞれの様式を突合

→様式その13(支出項目別金額の内訳)中の「備品・消耗品費」と「事務所費」の金額が、様式その14(備品・消耗品費、事務所費)の合計額と同じになっているか確認

収支報告書（続き）

領収書等に記載されている年（平成27年）と異なっているのに、領収書等に記載された「年」の誤りなのか、監査対象年以外の領収書等が添付されているのかを会計責任者に確認

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
プロジェクター代	49,800	平成28年6月16日	(株)××カメラ		
ビデオカメラ代	60,000	平成28年8月25日	(株)△△電気	〇〇市△△3-2	
封筒代	32,000	平成28年10月16日	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇9-2-6	
コピー用紙代	13,000	平成28年12月15日	(株)□□事務	△△区〇〇2-1-1	
トナーカートリッジ代	11,000	平成28年12月18日	(株)〇〇塗料	〇〇市3-3-3	
この頁の小計	165,800				
その他の支出	3,608				
合計	169,408				

住所の記載不備（会計帳簿に記載されている住所を収支報告書に転記）

その他の支出の修正

誤 3,608 → 正 3,699
 合計額も修正
 誤 169,408 → 正 169,499

会計帳簿と領収書等との記載が整合的でないと、収支報告書にも誤った記載がされるので、注意が必要
 誤 〇〇市△△3-2
 正 〇〇市△△3-2-1

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4. 事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
コピー機リース代	36,000	平成28年12月16日	〇〇リース(株)	××区〇〇1-2-3	
この頁の小計	36,000				
その他の支出	0				
合計	36,000				

- ・ 1件当たりの金額が1万円以下のものについては、「その他の支出」にまとめて計上
- ・ 同じ支出項目が複数ページにわたる場合、「その他の支出」と「合計」は、最終ページのみに記載

政治資金監査報告書

※正しい記載に修正してあります。

監査人の登録番号を記載
(士業の資格番号ではない)

政治資金監査報告書

団体名は正式名称で記載

○田△男君を応援する会
代表 総務三郎 殿

あて名は「代表者」

登録時研修の修了年月日を記載
(士業や監査人の登録年月日ではない)

平成29年5月16日

氏名は本人が自署

登録政治資金監査人 監査 太郎 (印)
登録番号 第 9999 号
研修修了年月日 平成22年4月12日

監査対象年を正しく記載

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、○田△男君を応援する会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査より政治資金適正指針(以下「政治資金適正指針」)に基づき、「振込明細書に係る支出目的書」以下を追加→政治資金監査の対象となる書類をすべて記載(保存の有無にかかわらず、記載例どおりに記載)

(3) 私の責任は、外部に委託する第二者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行ったにある。

(4) この政治資金監査は、○田△男君を応援する会の主たる事務所において行った。

団体名は正式名称で記載

1 (1)と同様に、政治資金監査の対象となる書類をすべて記載。なお、振込明細書に支出の目的が記載されている場合や、会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合には、当該振込明細書の写しが支出の目的を記載した書面(支出目的書)となる(この場合は、別様で支出目的書を作成する必要はない)

会計帳簿の記載が不備であった項目（年月日、住所等）を具体的に記載
→住所の記載不備を指摘したにもかかわらず補正されなかった場合には、
「支出を受けた者の住所の記載不備が一部に見られたものの」と記載

保存が確認できた書類のみを記載
→明細書を削除

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、
領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されて

1（3）の解説を参照

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、支出を受けた者の住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

人件費の支出の状況を確認できる書類が存在しない場合には、会計責任者へのヒアリングにおいて、確かに当該経費が支出されたとの回答を得ても、必ず件数と総額を記載

（別記）

（1）別添の「領収書等亡失等一覧表」

（2）支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（2件、計400,000円）

3 業務制限

団体名は正式名称で記載

○田△男君を応援する会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○田△男君を応援する会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、業務制限に係る関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましい
なお、使用人等がない場合には、「また、」以降の記載は不要

領収書等亡失等一覧表

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考	
項目	摘要				
1 経常経費 (3) 備品・消耗品費	コピー用紙代	13,000	平成28年12月15日	(株)□□事務	△△区〇〇2-1-1

支出の目的は、会計帳簿に基づいて記載

1件1万円を超える支出については、支出を受けた者の氏名及び住所を記載すること
 なお、会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を備考欄に記載することができるが、当該事情については、政治資金監査の対象とはならないことに留意

3 參考資料

3 参考資料

(1) 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

1. 背景

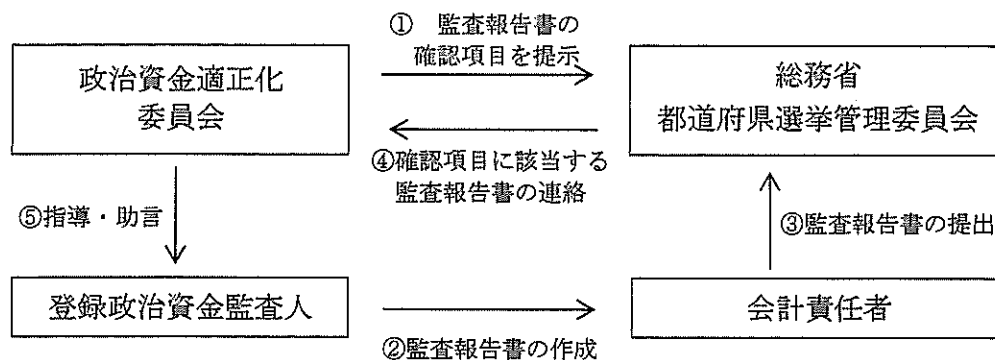
収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年度の委員会で具体的な内容等について議論を行い、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

2. 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。詳細は以下のとおり。

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組（イメージ）】



【取組の目的】

本取組を実施することにより、政治資金監査報告書の記載状況等の改善や政治資金監査のより適確な実施が図られ、ひいては政治資金の収支報告の適正の確保及び透明性の向上に資する。さらに、本取組が政治資金監査の質を向上させる仕組みとしてあらかじめ組み込まれ、政治資金監査の実

効性を担保する作用を果たすことによって、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげる。

【確認項目】

「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」と、「収支報告書(支出に係る分に限る。)上に金額の不整合があるもの」とで構成。

【報告を求める範囲】

都道府県選管等において収支報告書(定期分)に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。

イ 収支報告書上に金額の不整合があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告。

ウ 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

注 当委員会への報告に当たって補正前の政治資金監査報告書等の写しの添付を求めている。

【委員会での取扱い】

個別の事例1件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。

【個別の指導・助言の対象】

ア 確認項目に関する報告については、すべて個別の指導・助言の対象。

イ 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

【個別の指導・助言の手法】

委員会での審議後速やかに、対象となった登録政治資金監査人に対して、文書により個別の指導・助言を実施。

【関係士業団体との連携・協力】

当委員会からの直接の指導・助言に加え、関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への文書の送付や広報誌等への掲載を依頼。

(2) 平成27年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要

政治資金監査の結果（概要）

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成27年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加。

	H25年分	H26年分	H27年分
・総務大臣分	95.8%	→ 96.6%	→ 97.8%
・都道府県選管分	97.6%	→ 98.1%	→ 97.9%
合計	97.1%	→ 97.7%	→ 97.9%

- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

<総務大臣分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	749	97.8%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	6	0.8%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	11	1.4%
(4) (2) 及び (3) が複合したもの	0	0.0%
計	766	100.0%

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 1 1 3	9 7. 9 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	9	0. 4 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	3 6	1. 7 %
(4) (2) 及び (3) が複合したもの	0	0. 0 %
計	2, 1 5 8	1 0 0. 0 %

(参考)

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 8 6 2	9 7. 9 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	1 5	0. 5 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	4 7	1. 6 %
(4) (2) 及び (3) が複合したもの	0	0. 0 %
計	2, 9 2 4	1 0 0. 0 %

(3)平成27年分政治資金収支報告の概要

① 収支報告書の提出状況 総務大臣届出分 + 都道府県選管届出分

区 分			届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政 党	政 党	平成27年	8,739	8,496	97.2
		平成26年	9,068	8,845	97.5
	政 党 本 部	平成27年	13	13	100.0
		平成26年	13	13	100.0
	政 党 支 部	平成27年	8,726	8,483	97.2
		平成26年	9,055	8,832	97.5
	うち国会議員 関係政治団体	平成27年	1,065	1,041	97.7
		平成26年	1,211	1,190	98.3
	等 政 治 資 金 団 体	平成27年	2	2	100.0
		平成26年	3	3	100.0
小 計	平成27年	8,741	8,498	97.2	
	平成26年	9,071	8,848	97.5	
そ の 他 の 政 治 団 体	平成27年	55,556	51,316	92.4	
	平成26年	54,154	50,539	93.3	
	うち国会議員 関係政治団体	平成27年	2,011	1,928	95.9
		平成26年	2,115	2,017	95.4
合 計	平成27年	64,297	59,814	93.0	
	平成26年	63,225	59,387	93.9	
	うち国会議員 関係政治団体	平成27年	3,076	2,969	96.5
		平成26年	3,326	3,207	96.4

(注) 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

② 国会議員関係政治団体の収支の概況

【収入】提出団体に係る収入総額	604億円
1提出団体あたりの収入額	約2,035万円
【支出】提出団体に係る支出総額	384億円
1提出団体あたりの支出額	約1,293万円

(4) 政治資金監査マニュアルの改定状況

当委員会では、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」(政治資金監査マニュアル)を策定し、その後現在(平成28年11月末)に至るまで、3回にわたり改定を行っている。

主な改定内容は、以下のとおりである。

改定時期	主な改定内容
平成22年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。 ・ 記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能に。
平成25年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。 ・ 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。 ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。
平成28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年10月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。 ・ 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。

(5) 政治資金監査に関するQ & Aの主な追加・改定

当委員会では、平成21年3月に「政治資金監査に関するQ & A」を公表して以降、その後現在（平成28年11月末）に至るまで、必要に応じて追加・改定等を行い、充実を図ってきている。

主な追加・改定は、以下のとおりである。

時期	区分	主な追加・改定
平成21年 3月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（国会議員関係政治団体の会員等）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（解散時に国会議員関係政治団体であって収支が0円の場合）
	追加	・政治資金監査業務に従事する使用人等の資格
平成21年12月	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（年の途中で国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（確認の対象となる収支報告書又は会計帳簿等の関係書類の範囲）
	追加	・政治資金監査契約書への収入印紙の貼付
平成22年 2月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（業務制限の対象となる期間）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者）

	追加	・政治資金監査報酬に係る源泉徴収
平成22年 3月	追加	・政治資金監査報酬受領時に政治団体へ交付する領収書等への収入印紙の貼付
	追加	・記載事項に不備のある領収書等の写しの提出
平成22年 6月	追加	・記載事項に不備のある領収書等の確認方法
平成23年10月	追加	・収支報告書に政治資金監査報酬が計上されていない場合の確認の要否
平成24年 2月	追加	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施しない場合の理由
平成24年 3月	追加	・支出の目的が記載された払込金受領証の取扱い
	改定	・郵便局で支払をした場合の払込票兼受領証の取扱い
平成25年 6月	改定	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の政治資金監査報告書の記載方法
平成27年 7月	改定	・支出の目的が記載されていない払込金受領証の取扱い
	改定	・高額領収書等に係るあて名の確認の周知
	追加	・登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の趣旨
平成27年10月	追加	・登録政治資金監査人の守秘義務
平成28年 5月	追加	・平成28年熊本地震による災害により会計帳簿等の関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合における収支報告書の提出等

(6) 政治資金監査チェックリスト、
政治資金監査報告書チェックリスト

政治資金監査チェックリスト

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
【会計帳簿の保存】				
1	会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【明細書の保存】				
2	明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【領収書等の保存】				
3	領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】				
4	領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【振込明細書の保存】				
5	振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【振込明細書に係る支出目的書の保存】				
6	支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第2号に掲げる事項				
【領収書等の記載事項】				
7	領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【高額領収書等のあて名】				
8	高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【会計帳簿の記載事項】				
9	会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【明細書の記載事項】				
10	明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当なし
11	【会計帳簿と明細書との突合】 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	【会計帳簿と領収書等との突合】 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ↓ 15	<input type="checkbox"/>
14	【人件費】 領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	【領収書等亡失等一覧表の記載事項】 人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。 ・領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出 ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、13による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの	<input type="checkbox"/> ↓ 32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
16	【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	【会計帳簿を備えていること】 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	【事務所】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 37	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	【寄附等】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 38	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第3号に掲げる事項				
21	【収支報告書の記載事項】 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
法第19条の13第2項第4号に掲げる事項				
24	【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】 領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	【振込明細書の確認】 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	【領収書等を徴し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会計責任者等に対するヒアリング				
30	【会計処理方法】 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
31	<p>【支出項目の区分の分類】 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	<p>【領収書等の徴収漏れ又は亡失】 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	<p>【人件費】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況の確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	<p>【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	<p>【領収書等を徴し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	<p>【経常経費のあん分】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	<p>【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
38	【公職選挙法に抵触する支出】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、 これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていない ことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項 目	確認	該当 なし
基本的な確認			
1	【日付】 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
2	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
3	【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
4	【登録政治資金監査人の署名】 登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。	<input type="checkbox"/>	/
5	【登録番号】 登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
6	【研修修了年月日】 研修修了年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
1 監査の概要			
7	【(1) 定期分の根拠条文】 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【(1) 解散分の根拠条文】 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【(1) 政治資金監査対象書類】 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/

番号	項目	確認	該当なし
10	<p>【(3) 登録政治資金監査人の責任】 登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
11	<p>【(4) 政治資金監査の実施場所】 政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1））

2 監査の結果			
12	<p>【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
13	<p>【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	

番号	項 目	確認	該当 なし
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

② 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））

2 監査の結果			
12	【（1）保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	【（2）会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	【（3）収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
15	【（4）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
3 業務制限			
16	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））

番号	項目	確認	該当なし
2 監査の結果			
12	<p>【（1）保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
13	<p>【（3）収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p>【（4）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
15	<p>【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<p>【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	<p>【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】 収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	確認	該当 なし
3 業務制限			
18	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

④ 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（4））

2 監査の結果			
12	【(1) 保存対象書類】 保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	【(3) 収支報告書の支出状況】 収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

(7) 会計帳簿・収支報告書作成ソフト

政治団体の会計責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿及び運用簿）を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出を記載しなければならないとされています（政治資金規正法第9条第1項）。

総務省では、日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書を作成できる会計帳簿・収支報告書作成ソフトをホームページ上で提供しています。

会計帳簿・収支報告書作成ソフトの金額の小計・合計の自動計算機能や収支報告書の自動作成機能などを利用することにより、単純な計算誤りや転記ミスを防ぐことができます。

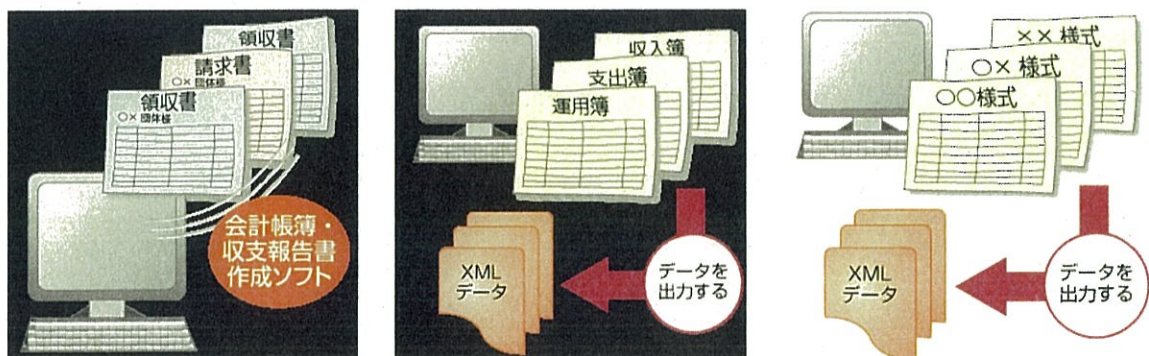
① 会計帳簿作成ソフト

会計帳簿作成ソフトは、会計帳簿・収支報告書作成ソフトのメインとなるソフトです。

会計帳簿作成ソフトでは、会計帳簿（収入簿、支出簿、及び運用簿）に日々の収入、支出、金銭などの運用に関するデータなどを入力することにより、通年の会計管理をすることができます。また、収支報告書作成ソフトと連携し、1年間の会計帳簿データをもとに収支報告書を自動作成することもできます。

② 収支報告書作成ソフト

収支報告書作成ソフトは会計帳簿・収支報告書作成ソフトに付属するソフトです。収支報告書の自動作成を実行すると会計帳簿作成ソフトから収支報告書作成ソフトが自動的に起動され、収支報告書が作成された状態になり、収支報告書作成ソフトの機能を利用できるようになります。



なお、会計帳簿・収支報告書作成ソフトにより作成した収支報告書の提出は、政治資金関係申請・届出オンラインシステムにより、インターネットを利用して行うことも可能です。

- 会計帳簿・収支報告書作成ソフトダウンロードページ
<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/Main?vc=GK020101>

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

-  ログイン
-  新着情報
-  利用案内
-  ダウンロード

ダウンロード

利用者申請書 (ID・パスワード方式用)
 政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用申請書をダウンロードしてください。(申請書による手続き (ID・パスワード方式) のみ)
 詳しくはこちらをクリック

[新規利用者登録申請書のダウンロードはこちら](#) 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを新規に利用される方はこちらから利用者登録申込書をダウンロードしてください。

ソフトウェア

● 収支報告書を作成するソフトウェア

会計帳簿・収支報告書作成ソフトとは?
 日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成できるソフトです。
 また、補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力が簡素化できます。
 補助簿機能など「会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色」については [こちらをクリック](#)

ソフトウェア及び操作マニュアルは、こちらよりダウンロードしてください。

会計帳簿・収支報告書作成ソフト	<操作マニュアル> <データ入力早わかりガイド> <利用フロー>
収支報告書作成ソフト (単独使用)	<操作マニュアル> <利用フロー>

**「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」は
 こちらからダウンロードできます。**

(政治資金監査報告書の電子署名)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書及び政治資金監査報告書の電子申請による提出に努めるよう定められています(政治資金規正法第 19 条の 15)。

登録政治資金監査人は、国会議員関係政治団体から政治資金監査報告書の電子データによる作成の依頼があった場合は、政治資金監査報告書に電子署名を付与し、メール等で送ることが可能となっています。

(8) 政治資金適正化委員会ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.htm)



ご意見・ご提案 English



サイト内 関連サイト

Google カスタム検索

総務省トップ > 組織案内 > 審議会・委員会・会議等 > 政治資金適正化委員会

政治資金適正化委員会

- ▶ **【重要】登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組について**
- ▶ 概要
- ▶ 委員名簿
- ▶ 会議資料
- ▶ 規程等
- ▶ 政治資金監査マニュアル(政治資金監査に関する具体的な指針)
- ▶ 政治資金監査チェックリスト
- ▶ 政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト
- ▶ 政治資金監査に関するQ&A
- ▶ 政治資金適正化委員会による見解一覧

- ▶ **登録政治資金監査人の登録・変更等について(申請書類)**
- ▶ 政治資金監査に関する研修について
- ▶ 政治資金監査業務に関するフォローアップ研修について
- ▶ 登録政治資金監査人の登録一覧
- ▶ 少額預取書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について
- ▶ 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
- ▶ なるほど！政治資金(政治資金制度の紹介ページ)
- ▶ 国会議員関係政治団体の収支報告の手引
- ▶ 総務大臣届出分の政治資金収支報告書
- ▶ 現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿

概要

新着情報

2017年2月16日	平成28年度第5回
2016年12月22日	平成28年度第4回
2016年10月19日	平成28年度第3回
2016年8月9日	平成28年度第2回
2016年6月6日	平成28年度第1回

登録政治資金監査人への個別の指導・助言の対象とした事例等

政治資金監査に役立つチェックリストやQ&Aなど

政治資金監査に係る最新情報はこちら

登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ

2017年3月1日	平成29年度の政治資金監査業務に関するフォローアップ研修の実施概要及び日程等を掲載。募集を開始しました。
2017年3月1日	平成29年度の政治資金監査に関する研修(集合研修)の日程等を掲載。募集を開始しました。
2017年2月16日	平成28年度第5回政治資金適正化委員会において、平成27年分の収支報告書(定額分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組における個別の指導・助言の対象等が決定されました。
2016年12月22日	平成28年度第4回政治資金適正化委員会において、平成27年分の収支報告書(定額分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組における個別の指導・助言の対象等が決定されました。
2016年6月27日	平成27年度第6回政治資金適正化委員会(平成28年9月25日開催)において決定した政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)を掲載し

登録政治資金監査人の登録内容に変更等がある場合はこちら

設置根拠

政治資金規正法第19条の29

所掌事務

政治資金規正法第19条の30

委員

1. 人数：5人(政治資金規正法第19条の31)
2. 選任：学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命(政治資金規正法第19条の32)
3. 任期：3年(政治資金規正法第19条の33)
4. 委員長：委員の互選による(政治資金規正法第19条の34)
5. 委員名簿

「会計帳簿・収支報告書作成ソフトのダウンロード」及び「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」へは、こちらからも入れます。

事務局

政治資金適正化委員会事務局(政治資金規正法第19条の36)

なるほど！政治資金はこちらをクリック

国会議員関係政治団体の収支報告の手引はこちらをクリック

総務大臣届出分の政治資金収支報告書はこちらをクリック

現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿はこちらをクリック

※「なるほど！政治資金」は、政治資金制度を紹介するページです。

(9) 政治資金監査報告書記載例一覧表

(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できた場合	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない 支出がある場合	(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合
<p>政治資金監査報告書</p> <p>平成×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p>登録政治資金監査人 △△ △△ 印 登録番号 第〇〇〇〇号 研修修了年月日 平成×年×月×日</p>			
<p>1 監査の概要</p> <p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。</p> <p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。</p> <p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。</p>			
<p>政治資金監査報告書は、政治資金規正法施行規則第16条（第29号様式）により定められている。 （「表題（「政治資金監査報告書）」、「日付」、「あて先」、「登録政治資金監査人の氏名」、「登録番号」、「研修修了年月日」、「監査の概要」、「監査の結果」及び「業務制限」の9項目） 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき、作成すること。</p> <p>【共通①（表題等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日付」は、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載（通常であれば、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日） ・「あて先」は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の正式名称と代表者の氏名を記載 ・「登録政治資金監査人の氏名」は、政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が自署し、かつ自己の印を押印 ・「登録番号」は、登録政治資金監査人名簿への登録番号を記載 ・「研修修了年月日」は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修（登録時研修）を修了した日付を記載 <p>【共通②（監査の概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（1）及び（4）中の「〇〇〇〇」には、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の正式名称を記載 ・（1）中の「平成×年」には、政治資金監査の対象とした年を記載 ・（1）中の「法第12条第1項」は定期分の収支報告書の場合であり、解散分の収支報告書の場合は「法第17条第1項」と記載 ・（1）及び（3）中の「収支報告書」、「会計帳簿」、「明細書」、「領収書等」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」、「振込明細書」、「振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」については、書類の保存の有無を含め、政治資金監査を実施したことを示すものであるため、記載例どおりすべての書類を記載 ・（4）について、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を実施した場合は、その理由とともに、政治資金監査を実施した場所及び住所を記載 <p>例示：主たる事務所が作業スペース不足であった場合 （4）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると△△△△（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。</p> <p>※共通①の表題等、共通②の監査の概要については、4つの記載例とも同じ記載</p>			

	(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合
監査の結果	<p>2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p>	<p>2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、○○の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p>	<p>2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(別記) (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」 (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円) (3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの(××月××日・××費・××××円) ・領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○</p>	<p>2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、○○○○(国会議員関係政治団体名)に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。</p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。</p>
	○政治資金監査の結果、何ら問題がなく、指摘事項がない場合(登録政治資金監査人から不備の指摘を受けて、当該不備が訂正された場合を含む)	○会計帳簿の記載事項(支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日)に記載不備があった場合	○領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったもの等がある場合	○収支報告書に支出が計上されていない場合
注	(1) (の保存書類)については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類を記載するものであり、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類は記載しない。(その旨を記載することは差し支えない。)	(2) (の保存書類)については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類を記載する。なお、(1)で保存されていることを確認した書類と一致する。	(1) は、会計帳簿のみが保存されていたことを記載するとともに、当該国会議員関係政治団体に係る支出はなく、会計帳簿以外の監査対象書類は存在しなかった旨を記載する。	(1) は、会計帳簿のみが保存されていたことを記載するとともに、当該国会議員関係政治団体に係る支出はなく、会計帳簿以外の監査対象書類は存在しなかった旨を記載する。
意	(2) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていたことを記載する。	(2) の下線部において、会計帳簿の記載事項のうち、記載不備があった記載事項を記載する。 例示：住所に記載不備があった場合 「支出を受けた者の住所の記載不備が一部に見られたものの」	(2) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていたことを記載する。	(2) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていたことを記載する。
点	(3) (の収支報告書の支出の基礎となる書類)については、政治資金監査において当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類を記載する。なお、(1)で保存されていることを確認した書類と一致する。	(4) については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在した書類を記載するものであり、法の規定上、作成する必要がなかった書類は記載しない。また、いずれの書類も作成する必要がなかった場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載する(この場合、(4)自体を削除することは誤り)。	(3) は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていたことを記載する。	(3) は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていたことを記載する。
			冒頭部分に「(別記)を除き」と記載し、(別記)に(1)～(3)のうち、支出の状況が確認できなかったもの(支出を裏付ける書類が存在しない、支出を裏付ける書類に不備があるもの)を記載する。なお、別記(3)は、1件1万円を超える高額領収書等のみ。	

	(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できた場合	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない 支出がある場合	(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合
共通③ (業務制限)	<p>3 業務制限 ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した 使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p>			
注意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・○○○○には、政治資金監査を実施した国会議員関係政治団体の正式名称を記載する。 ・登録政治資金監査人が政治資金規正法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載する。 ・登録政治資金監査人が使用人等を使用した場合には、「また」以降を記載する。なお、使用人等を使用しなかった場合には、「また」以降は記載しない。 			